

平成18年 第2回(定例)由布市議会会議録(第3日)

平成18年6月14日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成18年6月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(24名)

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
4番 新井 一徳君	5番 佐藤 郁夫君
6番 佐藤 友信君	7番 溝口 泰章君
8番 西郡 均君	9番 淵野けさ子君
10番 太田 正美君	11番 二宮 英俊君
12番 藤柴 厚才君	13番 佐藤 正君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員(2名)

3番 立川 剛志君	14番 江藤 明彦君
-----------	------------

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君	書記 衛藤 哲雄君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	清永 直孝君	総務部長	二ノ宮健治君
防災危機管理室長	浦田 政秀君	総合政策課長	野上 安一君
行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
産業建設部長	篠田 安則君	農政課長	平野 直人君
建設課長	荻 孝良君	健康福祉事務所長	今井 干城君
福祉対策課長	立川 照夫君		
健康増進課長兼健康温泉館長			大久保富隆君
環境商工観光部長	小野 明生君	環境課長	麻生 哲雄君
挟間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	太田 光一君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
湯布院公民館長	佐藤 和利君	消防長	二宮 幸人君
消防本部総務課長	河野 達雄君		

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。議員各位には連日の本会議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願います。

3番、立川剛志議員、14番、江藤明彦議員より欠席届が出ておりますので、許可いたしております。

ただいまの出席議員は24人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、助役、教育長並びに各部長、関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号により行います。

癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩・癩癩癩癩・癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩癩

一般質問

議長（後藤 憲次君） これより、日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許します。

まず、11番、二宮英俊君の質問を許します。

議員（11番 二宮 英俊君） 皆さん、おはようございます。11番議員の二宮です。通告に従って質問をさせていただきます。

まず、本題に入る前に市長の発言でときどき気になることがあります。ここで少し確認をしておきたいと思うんですけども、それは3町が合併してまだ8カ月、湯布院、庄内、挾間、それぞれの地域や住所が正確にわかり辛いところはたくさんあると思いますけれども、特に、挾間のことを市長は「はざま」とよく発言しております。リーダーの、由布市のリーダーであります市長さんですから、人名、地名は正しく読んでいただきたいなと思っております。

それでは、本題に入ります。食育推進計画についてお伺いをしたいと思います。

御案内のように、食育基本法が今年の6月、第162回国会で成立いたしました。私自身、この基本法はまだ熟知しておりませんが、私たち人間が生きていくためには、食が欠かせない、食べなければ命は成り立たない、しかしながら、忙しい生活を送る中、食の大切さに対する意識が希薄になり健全な食生活が失われつつあります。その上、食に関する情報が多く氾濫し、食に対する不安があります。

そうした中で、6月に成立し、7月に施行をされました食育基本法では食育を次のように説明をしております。生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、そしてさまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること、この法律がつくられた背景を具体的に説明しています主なものを上げますと、食を大切に作る心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病、糖尿病などの増加、過度の痩身志向、まあ痩せる方ですね。食の安全上の問題の発生、食の海外への依存、伝統ある食文化の喪失、以上のようなことから、法律がつくられたようであります。

都道府県や市町村が食育を推進するに当たっては、その地方公共団体は区域の特性を生かした自主的な施策を作成し、食育を推進していくことが求められております。

大分県もことしの3月に食育推進計画ができました。「うまい・楽しい・元気な大分」をスローガンに2つの基本目標、1つとして、健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり、2つ目として、次世代へ受け継がれていく活力ある地域づくり、そして3つの基本視点として、健全な生活を実践できる県民の育成、魅力あふれる地域の食づくり、食を育む環境との共生、そして5つの細かい施策を掲げております。

そこで、由布市の食育推進計画はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

先日、NHKのテレビで食育についての放映がありました。千葉県銚子市本城小学校での食育

教育の取り組みが紹介されました。今の子供たちは好きなものだけを食べている。嫌いなものは食べない。そこで育てることからかわりを持たせ、好きなものだけ食べさせない食育に取り組み、成果が上がっていることが放映されました。

我が由布市では、学校、保育所における食育をどのように対応し、どのように推進しているのか、また地域における食生活の改善のための取り組みとしてどのように推進しているのでしょうか。今後、一番重要な家庭における食育を含めた推進運動の展開をどのように進めていこうとしているのか、市長、教育長、及び関係部課長さんにお伺いをしたいと思います。

次に、行財政改革についてお伺いをいたします。

合併すれば特例債をつかっているいろいろな事業ができると言われ、期待をしておりましたけれども、現実として合併後の予算は大変厳しいものがあります。合併しなかった方がよかったのではという意見もありますが、合併した以上は前に進むしかありません。皆さんで知恵を出せば乗り切れると思います。

執行部は、このままでは19年度予算が組まれないくらい厳しいと、よく発言しております。これは、合併する前からある程度、予測されていたことではないでしょうか。先の暗い話が余りにも多すぎます。せっかく合併した以上は合併してよかったと言われるようなまちづくりをする必要があります。そのため、行財政改革は避けて通れない問題だと思います。先日の行財政改革特別委員会、また全員協議会で行財政改革室長から改革プランのたたき台を聞きました。これは、財政課と行財政改革室の協議での削減計画で、今それぞれの担当課に打診をしているようですが、まだ決定したわけではないということです。10月ごろに最終的な行財政改革プランとして広く公表して、それを19年度予算に反映したいとのことでした。

削減計画については、かなり厳しい目標を掲げております。そこで、歳出についてお伺いをいたします。

湯布院の温泉館について一般会計から1億2,000万円の繰入金があり、売り上げ収入の使用料が2,700万円と採算が取れておりません。私は、挾間町出身でこの施設について詳しく知りませんので、旧湯布院町時代からの運営と経緯をお聞きしたい。

また、今後、行財政改革プランでは、指定管理者制度を活用して経費削減を考えておりますけれども、売却の方向での検討をする考えがないのか、お伺いをしたいと思います。

また、職員の給与のカットを始め、各種団体の補助金、負担金の大幅なカットを考えておりますけれども、市民の中にはこのようにカットされるくらいなら本庁方式にして経費の削減を図った方がよいのでは、各庁舎に市民サービス課があるから、我々一般市民には余り影響がないのではとの声をよく聞きます。職員の削減計画を図っておりますので、建物に余り投資をしなくてもよくなるのではないのでしょうか。市長の任期中に本庁方式を打ち出す考えがないのかお伺いをし

ます。

次に、収入の面の方をどのように考えているのか、少しお伺いをしたいと思います。

歳出の削減だけでは解決ができないと思いますが、収入の方は市有地の売却等を考えているということですが、売却基準はどのようにして決めるのか、対象は土地だけなのか、それとも建物を含めたすべてを検討しているのか。

先日の同僚議員からの質問で、町営住宅の払い下げは考えてないということをお聞きしたんですけれども、それ以外の遊休土地などはどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

それに伴いまして、手数料、施設の使用料の値上げまで考えているのか、これも合わせてお尋ねをしたいと思います。

最後に、行財政改革の質問と少し離れますが、防衛庁関係の補助金でいろいろと事業を行っておりますけれども、由布市になっても旧湯布院町地域だけしか対象にならないのかお伺いをします。

あとは答弁によりまして自席で再質問をしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） おはようございます。連日、お疲れさまでございます。それでは、11番、二宮英俊議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

学校関係につきましては、教育長から答弁をいたします。私からは、由布市における食育推進計画の質問、1点目、保育所における食育をどのように推進しているのかという質問にお答えをいたしたいと思います。

現在、保育所が取り組んでいる食育事業は、由布市8園で、調理師が年3回の研修、その他に献立会議を毎月開催をいたして、情報を共有しながら食育の研修を行っております。また、給食だよりを毎月発行し、その中で保護者に食育についての啓発を行っているところでございます。

次に、地域における食生活のための取り組みについて答弁をいたします。現在、由布市食生活改善推進協議会の会員142名によりまして、各地区においての料理教室や地域食育推進事業、スポーツ少年と食育教育、よい食生活を進めるためのグループ講習会、親子の食育教室等、これらの事業を通じて地域における食生活の改善に取り組んでいるところでございます。

次に、食育推進運動の展開につきましては、市民、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等、または消費生活の安定及び向上のための発想を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携教育を図りながら、市全体におきまして展開されるよう、関係者相互間の情報、及び意見の交換が促進されるよう、施策を講ずることが重要であるというふうに認識しております。

次の、行政改革についての御質問にお答えをいたします。

まず1の、市有地の売却を考えているのかという御質問でございますが、売却すればまた、売

却すれば何を基準にするかということでございますが、由布市では本年2月に公有財産管理委員会を設置をいたしました。この委員会では、委員長である助役と8部長、4課長が委員となり、その委員が公有財産の管理、処分等に関して審議、評定等の事務を行うことになっておりまして、本定例会で上程されています指定管理者制度や公有財産の今後の管理運営方法についても審議をしてきたところでございます。

このことから、議員お尋ねの市有地の売却やその基準等につきましては、収入の確保の観点から休遊地を売却する方向でこの委員会で計画、立案をするよう支持をしているところでございます。

次に、手数料、使用料等の値上げを考えているのかとの御質問でございますが、行財政改革の取り組みの一つとして、平成18年度に手数料、使用料等の見直しを行いたいと考えております。この見直しにつきましては、ただ単に値上げをするということではなくて、施設の管理費や経費がどうなっているのか、利用者は市民が多いのか、また市外の利用者が多いのか、また近隣の類似施設はどうなっているのかなど、あらゆる面から検討を加え、適正な手数料、使用料を導き出した上で、関係者、関係団体と十分な協議を重ねた上で改正を考えていきたいと思っております。

次に、任期中に本庁舎方式にするのかとの御質問でございますけれども、現在、由布市は分庁舎方式プラス総合支所方式をとっているわけでございますが、行政の効率化の観点から言えば、本庁舎方式が望ましいというふうに考えております。

また、合併協定書の中でも将来的には本庁舎方式を目指すこととなっております、その方向で継続的に検討協議をしてみたいと考えております。

また、移行時期につきましては、議員の皆さんと十分に協議を重ねた上で、また多くの市民の皆さんからの御理解がいただけるよう、民意の形成に努めた上で判断をしてみたいというふうに考えております。

次に、防衛関係の補助金についてお答えをいたします。

この防衛補助金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づいて交付される補助金でございます、自衛隊等の行為または防衛施設の運用により生ずる障害の防止等に助成し、住民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としております。

由布市における防衛施設とは、日出生台演習場や湯布院駐屯地を言いまして、本法の適用としては第3条の障害防止工事の助成、第8条の民生安定施設の助成、並びに第9条の特定防衛施設周辺整備調整交付金の各法が適用されております。所管は防衛施設庁でございます、国の審査を受けて交付されることになっております。

合併後、由布市として福岡防衛施設局と補助体系について協議、調整を行ったところでございますが、福岡防衛施設局としては、生活環境整備法が自衛隊の行為、または防衛施設の設置、運

用により生ずる障害を防止するという観点から、事業採択の要件としてどういう障害があるかという因果関係が最も重要であって、その因果関係を明確にし、由布市の生活環境整備と福祉の向上に努めたいとの回答を得ております。

議員御指摘の補助対象地域につきましては、これまで湯布院地域における各種の事業が生活環境整備法に基づき、福岡防衛施設局において審査、採択され、事業実施にいたっているところでございますし、先般、湯布院地域で開催いたしました市政懇談会の席でも市民の方から同様の御質問をいただき、防衛補助金の対象は特例を除きまして、湯布院地域に特定される旨の回答をいたしたところでございます。

しかしながら、今定例会開会時の諸般の報告の中で若干申し上げさせていただきましたが、九重町、玖珠町、宇佐市の地元関係市町村で組織をいたしております日出生台演習場周辺施設整備期成会で6月1日に防衛施設庁において事業採択の根幹である因果関係の適用基準の緩和として採択基準の拡大を要望いたしたところでございます。

今後におきましては、防衛施設とのかかわりから、さきに述べましたように、由布市において生活環境整備法の適用を受けべく、各種の調整を行っていく所存でございます。

次に、湯布院健康温泉館の合併までの運営の経緯と今後の取り組みについてお答えをいたします。

旧湯布院町は100年の構想として町全体を保養温泉公園にしようということから、ヨーロッパの温泉地にヒントを得て、農業や観光、そして暮らしの中で豊かさの実感できるまちとしてクアールト構想を構築いたしました。この構想の核となる施設が湯布院健康温泉館であります。

当時の湯布院町は、この施設の建設に際し、公有地信託制度を活用し、民間との間で15年間の信託契約を締結して、地元で組織する会社を立ち上げ、管理、運営を委託しておりました。

しかし、施設の利用に際し水着を着用する温泉であることなどから、地元でなじみが薄く、赤字状態になったことから信託を解除し、町の直営施設として平成8年4月から町民の健康福祉の館として現在にいたっているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、由布市総合福祉センター建設策定委員会の議論を踏まえた上で、指定管理者制度の導入なども視野に入れながら、適切な管理方針を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） 私への質問は、食育推進計画の中で学校はどのような食育を推進しているかという質問でございます。11番、二宮議員の質問にお答えをいたします。

一生の食習慣並びに嗜好、好みですね、食についての好みは大体、小学校の低学年時点で決定

するということに言われています。そういうことから考えますと、義務教育段階での食育の大切さというのを、議員御指摘のように痛感しているところです。国が食育基本法の中で特に子供たちに対する食育は生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものと位置づけました。そして、それを受けて県はことし3月に食育推進計画を打ち出しましたが、児童、生徒が正しい食事のあり方、望ましい食習慣を身に付けて食事を通じて自らの健康管理をやっていけるような形にするために、学校教育全体で取り組む必要があるんだと。そのための充実を図る必要があるということ策定をいたしました。

由布市においては、学校栄養職員が3名います。その学校栄養職員が栄養教諭という資格をとりまして、そして19年度からになります。教諭としての資格をもって授業に直接タッチできるという、それぞれ勉強をして資格を取りました。で、由布市全体の各学校の食育に対するコーディネーター的な働きをしていくということが期待されていますし、現実問題として教育課程をどのように組んでいくか、学級活動や総合的な学習、それから給食指導の中で食事のあり方を正しくするための方策を練り、それを具体化していくためのコーディネーター的な働きをし、市の教育振興会の中で取り組んで、計画を練っているところです。

ちなみに今、非常に乱れているということのデータですが、小学校5年生と中学校2年生のデータがありますが、朝食をほとんど食べないとか、食べないときが多いとかというのが小学校5年では6%、中学2年では10%弱、食べないときもあるも含めると、小学校5年では5人に1人、中学2年では4人に1人がそういう実態です。

その理由が、やはり食事の用意ができていないからだとか、いつも食べないからだとか、太りたくないからとかというような理由で、自分のやはり健康管理についての正しい認識ができてない実態があるかと思えます。

今後、やはりこれは家庭とタイアップしないとなかなかできないことで、生活習慣そのものの見直し、夜型から健康な朝型人間をつくるということも基本になるかと思えますし、谷小学校が健康教育を3年前に研究会やりましたが、この食育を健康の中の大切なものとして位置づけ、この食事、生活時間のいわゆる正しい生活時間を確立するという面と遊びの面で3つの面から迫ったわけですが、やはり今後とも保護者、家庭とタイアップしながらこれを進めていきたいと思えます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 再質問をさせていただきます。

食育の方からいかせていただきたいんですが、実は、これの質問をするようになったのは、私自身も十四、五年前からみるとかなりこう太ったんですけども、痩せてるときは太った方がいい

かなと思ったんですけれども、やはり太るといいことはほとんどないんですよね。だから、やはりこの食育というのは本当にこう大事なんだなというのを、自分自身が痛感をいたしました。

そういう中で、去年から食育基本法ができて、そちらの方で少し勉強をしてみたいなということでしたんですけれども、やはり家庭の食生活というのがやはり一番大事だと、今、教育長が申し上げたとおりだと思っております。

そういうあれで、県の方も計画的な推進計画をちゃんと立てております。この由布市もやはりそれにならなくてはいけないかなと思っております。国の方は18年度から22年度までですか、これをしてほしいと、県は100%推進計画を立ててほしいと、そして市町村におきましては50%は達成していただきたいということなんですけれども、この推進計画自体を由布市としていつごろ、今もある程度、計画を立てていらっしゃるんでしょうけども、正式にいつごろこの計画を立てて皆さんに周知徹底するのか、そこをお尋ねをしたいんですけれども。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長でございます。11番議員さんにお答えをいたします。

食育推進計画は、今現在まだ作成しておりません。予定としては19年度に策定の予定でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 前でちょっと紹介をいたしました千葉市の本城小学校は、テレビをご覧になった方はよくわかっていると思うんですけど、やはり給食で残すのがかなりあって残飯が多すぎると。なぜかなということで、それを食育の観点から対応をするという形で、それぞれの子供さんの家庭でその日の朝、食べた朝食を写真を撮らせて学校に持って来らし、そしてそれをいろいろと分析をしたと。ただ、口だけではなくて、そしてなぜそういうのが必要なのかということで、体験をさせる、ものをつくることによって、ああ、こういうのは必要なんだというふうな体験実習をさせて、やはり残飯の数はかなり減ってきたと。やはりこの残飯とかが余ると、やはり財政的な面とかいろいろな面にも影響するし、やはり健康であればやはり国民健康保険とかそういうのも使わなくて済むし、やはり人間は健康で長生きしたいというのが本当の望みじゃなかろうかと思うんですけれども、そういうものを19年度に計画を立てるとということなんですけど、その辺の細かいところまで全部立てていくんでしょうか。その辺をまた、ちょっと詳しく御説明いただきたいんですけれども。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。この食育問題は、いわゆるオギャーと生ま

れた赤ちゃんから高齢者までということで、健康増進課が総合的な窓口になっております。しかし、食育推進計画そのものを、いわゆる、例えば畑に種をまいて、その野菜が育つ、その間は、いわゆるできれば無農薬でお願いをしたいんですけど、無農薬が難しい、いわゆる減農薬でお願いをしたい。そして、それを子供さんが食べるようになる、その野菜、今、議員指摘のように、野菜が嫌いな子供が今、ものすごく日本国中多いということで、肉とか魚とか好きなものは腹いっぱい食べるけども、野菜を腹いっぱい食べるという子供さんは少ない。だから、いかに好き嫌いをなくすかということで、これは保育園、あるいは幼稚園、小学校の低学年、いわゆる小学校と思ってもいいと思いますが、その中で、体験をしながらその嫌いなものを、特に野菜ですけれども、野菜を食べれるように。

方法は、議員指摘のように日本国中いろいろあります。自分の食べられる範囲内ということで、一つのこぶし大であれば自分は野菜を食べれるでしょうという発想から、自分が大きな子供は手が多いからようけ食べる、小さい子は手が小さいから少しちゅうような、そういった形で少しずつ子供に野菜を食べてもらうということから始めた市町村もございます。

ですから、いかに好き嫌いをなくしていただくか、それは幼稚園、あるいは小中学校の体験的な、いわゆる食育の教育の中でそれはある程度は克服できると思います。

ですから、一番問題なのは、家庭の、親たちにそれを実際にどうしてもらうかというのが非常にこの推進の中では難しい課題だと思っております。

今、食推協ということで、食生活改善協議会のそれぞれのメンバーたちが推進をしてもらっておりますけども、これはあくまでも推進で、こうしたらいいですよ、減塩で動物性の脂は少し控えましょう、そういったバランスのある、とれた食生活を進めてますけども、具体的に、いわゆるその子供さんを持つちよる親たちの教育をどうするのかというのが、今回のこの計画の最大のテーマだと思っております。

これは、単なる計画でなくて、実際に実行してもらわなければいけない計画だとは思っております。ですから、その計画の中でいろんな、先ほど市長の答弁にもありましたように、いろんな各界、いわゆる農業者から流通業者、それで販売業者、それと学校関係、幼稚園、行政、そういった方の意見を取り入れながら、いかにして安全な食生活、当然、もちろん外国から入ってくるBSE問題も当然、議論しなければいけないと思っております。

そういった食生活をすべてに対してその総合推進計画の中に議題として入れて、それでどうすれば由布市の食育が安全な食育になるのかという、その方法論をまず大前提に協議していきたいと、そう考えております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 課長が言うとおりにまさにもそのとおりだと思います。よく言われ

ているのは、個食と、1人で食べる個食ちゅうんか、本当に家庭では今、夫婦共稼ぎで大変忙しいから、子供の好きなものだけを1品ずつを置く切り札方とか、ばらばらの食事とか、ひとつもそのカロリーを考えてない食事というのは大変多いと思います。

そういうあれで、そういう実態ですから、実際小学生等は朝食を抜いたらということで、朝食を抜いている家庭がたくさんいらっしゃるわけですね。その結果、何を引き起こすかと言ったら、先日のテレビの中で報告されてましたけども、小学生でも20年前から見れば、糖尿病ですか、が2.7倍にもふえてると。で、高脂血症とか、それも10人に1人とか。それとあと、ちょっと汚い話ですけども、排便も毎日行かないと、3日か4日に1回行くとか、そういうふうな、本当に子供たちの体をむしばんでいるようなものはたくさんあるんです。

だから、本当にこう家庭と、家庭が真剣にならないと、本来の食育という推進にはつながらないと思うんで、ぜひその辺はお願いをしたいと思っております。

カルシウムとかそういうものも若いときでしかそういうカルシウムは摂取できないんですけど、30代の半ばを過ぎた人は、もう本当に骨粗鬆症になるというふうな、本当にこうバランスのとれてない食事が多いということですから、やはりこれは国民健康保険の方に、もういろんな面で市の財政の方にもかかわってきますので、いつも周知徹底できるようにしていっていかないとと思うんですけどもどうでしょう。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長です。11番議員さんにお答えいたします。

議員指摘のように、ある、いわゆる市報等いろいろな広報物を通じての推進はぜひとも議員おっしゃるとおり実施したいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 安全、安心という形から、今海外から輸入をされる農産物が多いんですけども、一番安心で、安心して食べられるのはやはり自給自足だろうと思うんです。そういう自給自足というのなかなか皆さん忙しいからそういうことはできないかと思うんですけれども、やはり由布市が合併して、旧湯布院町さんがやはり全国的、世界的にもかなり名前、有名になっておりますので、それをうまく利用した、そして温泉の熱を利用した農作物というのを、この由布市内で一つのブランドをつくったらどうかと。

ちなみに、由布大分環境衛生組合のし尿を肥料に変えたのは、通称由布のスタミナとありますので、やはりここの農産物もやはりそれに、それをうまく利用した健康食品等を開発したらどうかと思うし、通告でなかったんですけども、そのためには耕地等が今、荒れておりますから、農業大学校とかそういうのを誘致なりつくったりして、やはりこの由布市の地形を利用し、そういう自然なものを皆さんにつくってもらって、安心して食べれるという食育に通じるような施策

はいかがなもんかと思うんですけども、これは市長さんの方に答弁をお願いしたいんですが、そういうふうな由布市のブランド的な農産物の生産とか肥料とか農業大学校とか、そういうふうな将来的な考え、誘致するとか、そういう考えがないのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 食育と言いますけれども、由布市として合併をいたしましてから、地産地消ということで、由布市に存在する農家の皆さん方が3万6,700人の食をどのように支えていくかと、とりわけ湯布院では400万人の観光客が訪問するという中で、その食を由布市の農業で担うことができたなら素晴らしいというふうに考えておりますし、そのとおりに行っていきたいと思いますけれども、具体的なことにつきましては、今突然のお話でございますけれども、そういう方向では私も考えております。具体的にはまだはっきり固ってません。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 我々を含めたこの上の世代を団塊の世代といいまして、かなりこの二、三年から退職をしていきます。そういう人が今まで働いていて、急に退職して働き場がないと、そういうことで、働き場がないと家庭においては何かごみ扱い等をされるような可能性があるんですけども、せっかくこの由布市の素晴らしい耕地といいますか、自然がありますから、庄内町さんが前してたんですかね、農家の家を貸してそういう人に耕作をさせるとか、やはりものづくりというのは、やはり人間として一番こう楽しいんじゃないかなと思うんです。ものをつくってそれを見て食べたりするというのが、やはり人間として一番幸せではないかなと思いますし、これからの我々世代以上の方が、大人数の人が退職して家でぶらぶらするよりも、やはり湯布院の温泉を利用しながら由布市の耕地を耕し、そしてその野菜をまた学校給食なり観光地の湯布院の方に売るとか、そういうふうなものも合わせた政策等を、今後、そのための学校なりというものを将来的には考えていただければありがたいかなと思っているんですが、最後、市長さんなり政策課ですか、お考え、市長さん、市長の方がいいですかね、市長、よろしく願います。

市長（首藤 奉文君） まあ大方の方向としては私どももそう考えておりますし、そういうことについては具体的にこれから煮詰めてまいりたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） ぜひよろしく願います。

次に、行財政改革について質問をしたいと思います。

先ほど、温泉館の件については、総合福祉センターを考えながら指定管理者制度というものを取り入れて、経費削減に図りたいということなんですけども、今、収入が2,700万円で、人件費等がかなり多いんですけども、これを立てるときには、信託という形なんですけども、15年間のうちの半分ぐらいで放棄をしたというのは、ちょっと私はそこ辺は詳しくよくわかりませんが、

由布市、当時はその管理を委託された方がしたのか、その三井信託さんですか、いやこれはもう放棄しようというふうな形になったのか、そこ辺をもう少し詳しく説明をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。

当時、湯布院町の町有地を公有地信託制度を活用しまして、その三井信託さんと契約をしました。その信託契約の中で建設した建設資金と同時に、負債が出た場合はその負債を湯布院町の方に背負うような形になっておりましたので、これでは大変になるということで、早めに、年々負債がふえていきましたので、早めに信託を解除して町に直接直営契約としたという経過でございます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 行政の方は財政が厳しいということで、いつも言われているのは、最小の経費で最大の効果を上げようということを言われています。そういう観点から見ましたら、こういうのもかなりそれとは相反するんじゃないかなと思うんですけども、どうしてもその売却、民間に払い下げとか、そういうものは一切考えてなくて、指定管理者制度に将来的に持っていったときに、予測したとおりの経費削減に、5,100万円ずつですか、本当になるのかどうか、その辺もちょっと、やっぱり試算をした行革の室長さん、もしわかれば教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行革室長でございます。11番議員の御質問にお答えいたします。

協議の過程では、まだまだ総合福祉センターの建設の議論がまだ始まってないという段階でございますので、その議論を踏まえた上でないとなかなかその方向性は適切な方向性を出すためにはその議論を踏まえた上の方がいいという判断から、まだそこまで具体的な売却等のことまでの議論は進めておりませんが、今の段階では指定管理者制度等の導入も考えられるならということも踏まえた議論しかいたしておりません。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 市民の多くの方は、議員の方もそうでしょうけども、やはり合併してこんなに厳しかったとは皆さん余り思った人は少なかったんじゃないかなと思って、今思うんですけども、やはりこの合併する前と合併した後にこんなにギャップが大き過ぎるわけですね。そうすれば、やはり合併協議会の中で協定を結んだ項目というのがかなりあるんですけども、それもやはり合併する段階での話であって、いざ合併して進みかけたらこんなに苦しいんだと、そうなれば合併協議会で決まったこと自体も根本から見直す必要があるんじゃないかなと。

その一つとして、分庁方式、総合支所方式等で今しているんですけども、3月議会等で同僚議員からも質問はあったように、振興局長一体何をしているのかと、振興局は何のためにあるのかとかというような話があるし、由布市全体を端から端まで行っても1時間あるかなしかと思うんです。そうすれば早く本庁方式に移行した方が、市民から見たうちに、ああそうか、行政側も一生懸命、頑張ろうとしよるんかとか、その辺も映るんではないかなと思うんですけども、箱物にまたお金をかけると逆に批判がありますから、中の機構改革等をさきにして、準備をある程度していった方がいいのかなと思うんですけども、市長の先ほどの答弁では、市民の方とあと議会の方の相談とか、何かそういうのを踏まえてでないとなかなかできないと思うんですけども、市民サービス課がありますから、本当に市民はそんなに影響はないと思います。本当にこう経費節減するのであれば、先ほど言いましたように、協定のものから根本的に見直す必要があると思うんですが、そのそういうものを見直すという考えはないんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 先ほど言いましたように、これは3年近くかけて合併協議会の中で決定したことであって、これはそれなりに私は重く受けとめております。

しかしながら、先ほど議員おっしゃられるように、財政状況というのは予想以上に厳しいものがあると、そういう中と、それから、合併協議会の中でも将来的には本庁舎方式が望ましいと、合併協議会の中でも本来は本庁舎方式であるのが適当であるけれども、それぞれの各町の庁舎の跡が寂れてしまうという恐れから残したという経緯もあります。

そういうことも含めて、これから十分皆さんの声を、今のような声も多々聞いておりますし、市内全員の皆さんからもいろんな声を今、聞いているところであります。議員の皆様方もお聞きになっていると思いますが、そういうことも十分聞きながら総合的に判断をして、できるだけ財政改革につながっていくような方向で早目にしていきたいなというふうには考えております。しかし、もっとじっくり時期を見ていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 本庁方式とかこう言ってるのは、やはりその地域振興局があるばっかりにずっとこのまま挾間、庄内、湯布院の地域根性というのがずっと出るのではなかろうかと思えます。そうすると、市長が提言します融和というのがとれないんじゃないかなと。その一つが、先ほど防衛庁の補助金ではないですけども、それはどうしても湯布院について、これは防衛施設庁の方しかわかりませんが、その地域しかできないんだと。民政安定化の中でその由布大分環境衛生組合の場合は、あれ防衛庁の補助金でいただいているわけですね。

そういう汚れたもの等は挾間でもいいんだと。あとはちょっといいものは湯布院の地域だというふうな感じを私自身が受けたものですから、せっかく合併した以上は、面積的にはそんなに広

くはなってないんですね。そして湯布院でいろいろ、自衛隊さんがいろいろしたことによってやっぱり下流側にもそれなりの環境の破壊まで行きませんが、そういう河川が汚染されたり、いろいろな面があると思うんですよ。

だから、その辺は湯布院地域だけじゃなくて由布市として一つの市としてそこ辺の補助の対象になるように、これからも市長を先頭に、市長がよく言ってますように、ひとり占めしないというふうな形から、やっぱりぜひ力強く防衛庁の方に要求をしていただきたいなと思っております。その辺はどうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この法は施設の周辺整備ということとなっておりますから、そのことについての法の緩和について、これからも要請をしていきたいというふうに思っています。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 手数料、使用料について聞きたいんですけども、今、適当かどうかその辺も判断しながら適性に上げていきたいというか、そんなふうな話があったんですけども、やはり合併のときにはサービスは高く負担は軽くと言いましたけども、全然反対になってますので、その辺はただ単に上げるんでなく、十二分にその研究をしていただきたいし、市民にも十分理解できるような判断をしていただきたいと。

そういう使用料、手数料を上げるよりも遊休地について、今不良債権と言いますか、言い方は悪いですけども、そういうものというのは、由布市内にはかなりあるんでしょうか。その辺の財政と言いますか、財産管理をしてる人、だれかいらないですかね。それわかる人で結構ですが。

議長（後藤 憲次君） どうぞ、産業建設部長。

産業建設部長（篠田 安則君） 産業建設部長です。11番、二宮議員の御質問にお答えいたしますが、まあ市有財産の遊休土地ということでどのくらいあるかということですが、今、そうした各町が持ち寄った財産につきましては、各町ごとに財産台帳がございます。その中で、市として、由布市としてまとまったところまでまとまってないんです。その中の遊休地として、遊休財産どのくらいあるかということについても、今その調査をしているところでございます。

御指摘のように、売却とか、遊休地の売却というようなことで幾分かの財源確保ができればというようなことから、今調査をしているところでございますが、いずれにいたしましても売却につきましては遊休地、行政財産の遊休地、普通財産の遊休地というようなことで活用されてない土地についてそうした面から今、調査をしているところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） そういう使用料等を上げるときも、水道料にしても格差がある

した。私も全く同感で、挾間町議時代に市町村設置型事業の推進を、そして何よりも挾間町における公共下水道事業廃止の早期見直しをし、合併処理浄化槽の推進事業に切りかえるよう訴えてまいりました。

合併処理浄化槽の特徴は、1つ、処理性能は公共下水道終末処理場の恒久処理並み、2つ目、設置費用が極めて安い、3つ目、設置に要する期間も極めて短く、そして地形の影響を受けることなくどこでも設置できる、河川の水量確保も図れる、由布市の普及率は十分とは言えませんが、今後は計画的な推進を望みます。

さて、私の質問の本題に入ります。この処理性能の優れた合併処理浄化槽も使い方を誤ったり維持管理を適切に行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭が発生して逆に生活環境を悪くする原因にもなってしまいます。そのため、浄化槽の取り扱いのルールを定めた浄化槽法が昭和58年に制定されました。

私たち設置管理者は、法定検査、保守点検、清掃は義務づけられております。7条検査はほとんど理解されているようですが、11条の法定検査になりますと、すべての方々がそうではありません。法律では義務づけられているにもかかわらず、現実には努力目標みたいな形になっていて、実施されている方、そうでない方、さまざまです。

環境を考えると、きちんと実施されていることが一番望ましいことなのですが、そのことに関しまして、1つ、周知徹底するための手段はあるのか、何かあるのか、考えられておられるのか。2つ目、それでは、単独浄化槽の方への取り組み、対応は法定検査はどうなっているのか。3つ目、保守点検料は町によってそれぞれ違うと思いますが、今後、技術、内容も価格も統一すべきだと思いますが、業者とも話し合いはなされているのでしょうか、現状をお教え願いたいと思います。

2つ目、防災、自主防犯パトロールについてお伺いいたします。

防災計画についてまずお伺いいたします。

過日、大分市が地震を想定し、抜き打ちで職員による訓練を実施されました。約9割の職員が駆けつけたそうです。由布市における対策、計画など質問しようと思った矢先に、くしくも現実には12日早朝、地震が発生いたしました。

さて、そこで担当者はどのような対応をされたのでしょうか。そこで感じた問題点など、御意見、お気づきの点がございましたらお伺いしたいと思います。

幸い、新聞に載るほどの被害がなかったようでしたけど、実際は何かあったのでしょうか。震源の真上の地表は何と庄内町平石とのことでした。今回の地震は深さ146キロと地中の奥深いところで発生、フィリピン海プレートの内部で発生した地震と考えられると気象庁は発表しました。深いところで起きたため、広い範囲で揺れたが深かった分、揺れは弱くなり、大きな被害が

出なかったとも、このような地震は地盤のよいところは揺れにくく、悪いところは大きく揺れるとのことですが、庄内町の平石の真下にもかかわらず、震度3とは地盤が固い、安全ということなのでしょうか。

1 1年前の阪神淡路大震災は都市型地震で対応されました。新潟中越地震は中山間の直下型地震で、都市型の課題と違う対策が必要でした。過疎や高齢化、その他の問題など、普段からある問題を考え、備えなければなりません。そこで、被害想定を考えた由布市防災計画があるのかどうかお伺いいたします。

また、湯布院、大分間には断層がいくつかあるそうですが、その上に、断層の上に公共施設はありますか。各公共施設の耐震調査の必要がありますが、その計画はどのようになっていますでしょうか。

昭和56年以前の1戸建ての木造の耐震調査には、県も市町村と連携し、耐震診断費用の助成を実施し、木造住宅の耐震化に重点的に取り組んでいくとのことですが、現状はどういうふうになっておりますでしょうか。

平成16年には旧大分郡で合同訓練が行われましたが、今後のそういう合同訓練の計画はありますでしょうか、お伺いします。

次に、自主防犯パトロールについてお伺いいたします。きのうの田中議員の質問にもありましたように、痛ましい事件には本当に心が痛みます。行政、教育現場、保護者、地域が連携し、安心、安全なまちづくりを築いているところと思います。

そこで、私は自主防災パトロールについての質問です。防犯抑止力を高めるために公用車にも安全パトロール中のステッカーが貼られ、また市内では自家用車にステッカーを貼っている車をよく見かけます。このことはただ貼っているだけのように見えますが、由布市は安全、安心のまちづくりに力を注いでいるという意識で、防犯の抑止力には貢献できていると一定の評価をいたします。

現在、3町それぞれの内容で実施されていると思われませんが、具体的にお教えいただきたいと思います。また、今後、各自治区ごとに自主防犯パトロールを推進する当面の目標値はございますでしょうか。地域との協力あってこそ安全が守られると思います。

大きく3つ目の項目の質問です。乳幼児医療費助成事業についてでございます。この件につきましては、3月議会にもさせていただきましたが、引き続き、申しわけありませんがよろしくお伺いいたします。

いよいよ県の事業内容が具体的に新聞で発表されました。由布市では昨年の合併より5歳未満まで無料です。この事業はまだ始まったばかりです。今までの4歳、5歳の医療費は市の単独事業でしたが、今回、2分の1の補助にもかかります。財政難は承知の上ですが、すべてカットの

財政ではなく、子育て支援策として重点部分は残していただきたいと強く要望いたします。

県内では、日田市、豊後大野市、竹田市、津久見市の4市が独自で実施されております。どこも財政は十分ではありません。子供優先のまちづくりや高齢者にやさしいまちづくりを進めることはすべての市民の皆さんにとってもやさしいまちづくりを進めることとなります。どうか市長の英断を希望します。

大きく4つ目の質問に入ります。AEDを順次設置してくださいということです。この質問もきのう田中議員、新井議員よりございました。重複部分があるかと思いますが、AEDに対しての関心が高まっていることに嬉しく思いました。

2004年度に心配停止状態で全国の救急隊員が病院に搬送した患者は約10万人に上るそうです。目の前で突然人が倒れ、呼吸も心臓もとまってしまったとき、まずしなければならないのが迅速な消防への通報、次に迅速な心肺蘇生法、3つ目がAEDによる除細動の実施、これは医療機関など2次救命処置への移行を含め、救命の連鎖と言われる基本的な応急処置の流れです。

心臓停止の場合、ほとんどが心臓が細かくけいれんし、血液を送り出さなくなってしまう心室細動を起こしていると言われます。この心室細動をもとの鼓動に戻すにはAEDによる電気ショックを与えるしかありません。しかし、心臓停止の場合、倒れてから1分経過するごとに救命率は約10%ずつ減少、このためAEDは発症より5分以内に行わなければ効果がないと言われてますが、通報から救急隊員が到着するまでの平均時間は2004年度の消防庁の調べでは6.4分となっております。心臓停止の場合、救急隊員や医師の到着をしてからの処置では遅過ぎるので、このために2004年7月から一般の人でもAEDを用いることができるようになりました。

昨年の愛知万博会場には100台のAEDが設置され、4人も人名が救助されたことで大きな関心呼びました。由布市では合併前に庄内町では既に設置されておりましたが、今後、順次、公共施設に設置していただきたいと思っております。

この件に関しましては、きのうの市長の答弁の中にもありました。国体も開催されますスポーツ施設会場にも設置していただきたい。それに携わる多くのボランティアの方々にはぜひ使い方の講習も順次、進めていただきたいと思っております。

壇上での私の質問は以上で終わりますが、再質問は自席にて行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 9番、淵野けさ子議員の一般質問のお答えをいたします。

まず、浄化槽の適正な管理についてでございます。議員御指摘のように、公共用水域の水質保全のための法定検査が浄化槽法により義務づけられておりますが、7条の法定検査については設置の段階で履行されるため、ほぼ実施されているところですが、11条の法定検査については設

置後、個人の申し込みにより実施されていることもありましてなかなか徹底できていないのが現状でございます。

大分県の指定検査機関である大分県環境管理協会におきましても、県から浄化槽設置に関する情報を収集し、設置者に対し法定検査の案内を送付するなど、啓発に努めるなど、挾間町のきちよくれ祭りや庄内町の神楽まつり、湯布院町のオータムフェアなどあらゆる機会を通じて浄化槽の適正な管理を呼びかけておるところでございます。

由布市におきましても法定検査の呼びかけを6月号の市報にも掲載いたしました。浄化槽の事務を担当する県、保健所と連携をし、呼びかけを続けていきたいと考えております。

次に、浄化槽の保守点検料についてでございますが、保守点検業の営業許可については、県知事権限であるとともに、平成18年2月の大分県衛生主幹課長会議においても議題として取り上げられ、検討、討議をされましたが、各地域ごとに状況が異なりまして、適正な料金を一律に示すことが難しいことや、独占禁止法に抵触する恐れがあるということで、過去に標準料金表を作成した団体が公正取引委員会から警告を受けたということなどがありまして、行政から指導することは困難のようであります。

由布市におきましても標準化することは望ましいと思っておりますけれども、現時点ではそういう状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2点目の防災についてでございますが、議員も御承知のように、防災パトロールにつきましては、6月6日に挾間地区2カ所、庄内地区8カ所、湯布院地区9カ所、合わせて43カ所を3地域に分かれまして、県中部振興局、土木事務所、南警察署、自衛隊湯布院駐屯地、消防団、消防本部等関係する機関の協力によりまして、災害危険予想地域調査表に基づきまして、現地での詳細説明を行いました。

また、パトロール終了後においては検討会を行いまして、今後の対応策について協議をしたところでございます。

東南海地震などを前提に由布市での対応策については、3地域の庁舎間の連絡体制、及び職員等参集体制に基づきまして、初動対応体制を行い、災害に備えた実践的な情報収集、及び伝達体制の確立、災害危険箇所に対する措置、避難体制の整備等を図ってまいりたいと考えております。

次に、断層についてでございますが、大分県内には別府湾から県西部にかけて活断層が多く分布しておりまして、これらの活断層は別府瀬万年山断層帯と呼ばれております。

大分県によりまして、平成10年度から15年度にかけて3市7町、大分市、別府市、杵築市、日出町、山賀町、安心院町、湯布院町、九重町、玖珠町、天瀬町、及び別府湾の活断層について調査を実施し、調査結果を県民の皆様にご理解いただくために、大分県の活断層のパンフレット作成をしております。

このパンフレットによりますと、湯布院町から別府市にかけての湯布院断層を初め多くの断層が見られています。これら地震、台風などの自然災害に対処するため、今年度中に地域防災計画を策定する予定でございます。

次に、訓練についてでございますが、大規模災害時に多数の負傷者等が発生した場合、より迅速に対応するため、消防と医療機関及び関係機関との連携を密にし、災害時に万全の体制を期することを目的に、平成14年度から救急医療、消防連携大規模演習と題して、第1回目を湯布院町で開催しております。第2回目は平成16年度に挾間町で開催しております。今年も第3回目として9月に庄内町で開催の予定でございます。内容につきましては、基本的に第1回目、第2回目と同様と考えております。

このほかにも、各町ごとに春、秋の火災予防週間や9月1日の防災の日などに消防団独自の訓練や消防団が中心となり、地域住民、自衛隊、消防本部等が一体となって通報訓練、初期消火訓練、土のう積み訓練、避難誘導訓練等を行い、訓練を通じて日ごろから地域の人々が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に立ち、連帯感を持ちながら自主的な防災活動に取り組んでいただいているところでございます。

次に、自主防災パトロールについて答弁をいたします。現在、大分南署に登録されております由布市内のパトロール隊は湯布院地域で3団体、湯布院町乙丸地区防犯パトロール隊、岳本屯所見回り隊、湯布院無線防犯パトロール隊、挾間地域1団体、由布川東部4区パトロール隊の計4団体が登録されておまして、防犯活動に御協力をいただいております。

このほかにも、個人、団体を問わず地道な防犯活動をしていただいている方々も多くいるものと推察しており、まさしく市の基本理念であります協働の実行でもあると思います。関係者の方々には心から感謝を申し上げたいと思います。

また、昨今、幼い子供たちの痛ましい事件が頻繁に起きていますことから、市といたしましても由布市単独の登録制度を検討し、身分証明書の発行やたすき等、軽微な用品が配付できるような施策も検討してみたいと思っております。

次に、乳幼児医療費助成事業について、子育て支援策として、無料で実施ということについて御答弁をいたします。

現在、由布市で実施しております乳幼児医療費助成事業につきましては、県補助事業であります3歳未満児の入院、通院、入院時食事療養費の医療費と3歳以上から未就学児の入院費、入院時食事療養費の助成事業を実施しております。また、3歳以上5歳未満の通院医療費の助成を市単独事業として実施しているところでございます。

このたび、県の乳幼児医療費助成事業の制度改革がありまして、少子化対策充実のため、対象年齢の拡大として10月からすべての未就学児に入院、通院の医療費が助成対象となっております。

す。

一方、入院時の食事療養費の助成が廃止となっております。これは、介護保険制度や障害者自立支援医療における食事療養費の原則自己負担化など、最近の動向等を勘案した上での改正であると思います。

また、必要な医療を確保しつつ、制度の効率性と安定性を確保するため、県や市町村の財源を確保することもあり、自己負担の導入がされていることとなっております。

金額につきましては、入院、通院とも1カ月の間に1医療機関ごと1日500円を上限として、入院につきましては14日間、通院では4回が限度となっております。

今回の改正に際しまして、激変緩和の意もあり、平成18年10月から平成19年9月までの間、3歳未満児の通院においては上限を月2回までとした経過措置がとられております。

由布市といたしましては、財政の立て直しとして行財政改革を進めている中であり、今後とも持続性が必要である事業と認識しておりますので、県の助成制度に準じた形での制度を実施したいと考えております。

また、9月議会におきまして、条例の一部改正を提案し、10月から実施したいと考えております。

次に、4番目の心肺停止に陥った場合、応急措置として活用されておりますAED、自動体外式除細動器の計画導入について解答をいたします。

議員さん御指摘のように、現在由布市では庄内地域に5台設置されていますが、湯布院並びに挾間地域の公共施設には設置されていない状況でございます。厳しい財政状況でございますが、AEDは尊い命をとりとめる可能性があるだけに、市といたしましても3カ年計画で各地域に配備してまいりたいと考えております。また、機器の導入と平行して取り扱い方の説明について講習会も開催してまいりたいと考えております。

1台が数十万円と高額でありますので、財源の許す範囲内で計画的に整備をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 1つずつ質問していきたいと思っております。

周知徹底するための手段はということで、6月の市報の中にも確かにありましたが、わかりにくいというか、説明、わかっている人はわかっているんでしょうけども、なかなか理解されにくい。で、7条検査はいいんですが11条検査の場合は、別に県の指定管理者の方から検査がいくもんですから、逆に疑っている人もいますよね。何かまた天下りでそういう機関をつくって、せっかく検査しているのに7条検査、11条検査ちゅうことを知らなくて検査をしているのに、また

何か本当にそのそういうことが必要なのかというような質問を数多く聞きます。

で、きちんとされている方、それからあんなものはしないという、平気で言う方、それぞれあるんですが、やはり法律で決められている以上は、それはしなければならぬというふうに思うんですけども、なかなかその周知徹底ができていない、自分で、自分の、我が家に出したものは我が家で責任を持って管理しなければならぬという、そういう意識をやはりその、これは環境教育の中にでしょうか、で盛り込んでいただきながら、また本当にわかりやすいその情報で周知徹底をしていただきたいというふうに思います。

これは、保健所と県の問題だからと言えばそれまでなんですけども、設置するときにはやはり市の補助が使われているわけですから、言いにくいとは思いますが、行政の方にもやはり担当の方にもそこはわかりやすく、また周知徹底をしていただきたいというふうに思いますが、現場ではそういう苦情とか、よく私は挾間町、庄内町は余り聞かないんですけど、挾間町と湯布院町の方にはそういう苦情はどうなっているのという形で聞かれるんですけど、担当課の窓口の方ではそういう町民の、市民の問い合わせとかはないでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 課長、どうぞ。

環境課長（麻生 哲雄君） 4番、淵野議員さんの質問でございますが、一応、私の方は直に聞いたことはございません。それで、議員さん、先ほど言われましたようにないんですが、一応、それもありますし、浄化槽法に基づく11条の検査は毎年1回やらなければならないということと、先ほども御指摘ありましたように、今現在は大分県、並びに保健所等が事務をしております。それで、うちの方といたしましても、最初の7条検査の設置のときは1回だけですけど、非常に検査の状況がいいんですが、なかなか11条の方が皆さん方に周知ができてないというのが現状でございます。

その辺で市報に載せたり、いろいろ各イベント等でも周知を図っているんですが、これまで以上の啓発、及び指導をできる限りしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 大分市は何かまだ状態が余りよろしくないみたいですが、今、玖珠町がどうしたらこれを解消できるのかということで、モデル町として何かとり行っていることを聞いたんですが、そういったふうな情報は何かお聞きになってますでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 今現在はその玖珠町の件につきましては聞いておりません。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 玖珠町もことしから始めたそうなんですけども、その動向を見な

がら各近隣と言いますか、県下でも対応されるのではないかなというふうに思います。身をもっ
ていきたいと思います。

次に、単独浄化槽の対応はということなんですが、私とこは実は単独浄化槽なんですが、その
単独合併処理浄化槽だけの法定検査はあるんですけども、その単独の分に関しても、ことしから
何か始まるんですかね。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 単独は今のところちょっと私はそこはわからないというか、ちょっ
とわからないんですが、そこの今の質問の中身はですね。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 要するに、合併処理浄化槽ばかりを法定検査しても意味がない
ちゅうこともないんですけども、単独浄化槽に関しても、やはり何らかの検査をする必要がある
んじゃないかというような意見があって、何かこれも実施されるように聞いていたんですが、具
体的には知りませんか。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（麻生 哲雄君） あとでちょっとまた議員さんの方に御報告なりいたしたいと思いま
す、その件につきましては。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 次に、保守点検料はその町によって違うんですが、先ほど市長の
お答えの中で独禁法、独占禁止法に抵触する恐れがあるということで、なかなか行政としては言
いづらい、言えない面もあるというようなお答えでしたが、これまでに業者間の話し合いがなさ
れた経緯があるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 環境課長。

環境課長（麻生 哲雄君） 保守点検料等の件でございますが、これにつきましては、業者間の
話があったというのは聞いておりません。ただ、議員さんの質問がありましたように、料金表等、
私の方で収集できるので、湯布院、挾間、庄内の3地域を見たときには、先ほど言いましたよう
に、標準料金表というのがあるわけではありませぬので、同じということはなっておりませんが、
そんなに差がない金額だとは思っております。

あと、先般言いましたように、18年の2月に大分県内11市の衛生主管課長会議がございま
した。そのときに研究課題としまして、とある市からなかなかこの辺で困っている、今のその料
金等で困ってるもんだから、ほかの市の状況を教えてくれという研究、討議問題が出ました。そ
れで、その中で出たのは、最終的には浄化槽管理者と業者との契約事項であるため、行政による
指導及び関与は行ってませんと。最終的な結論はですね。

その理由としては、1番に各地域ごとに状況が異なり、適正な料金を一律に示すことが難しいこと、それから2点目として、独占禁止法違反、過去に標準料金表が作成した団体が公正取引委員会から警告を受けた等の恐れがあることから、標準料金を定めることは難しいというような結論になっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 瀧野けさ子さん。

議員（9番 瀧野けさ子君） 多分その地域ごとに状況が異なるということは、やはり湯布院町さんにしても庄内町さんにしても挾間町にしてもその世帯の数が違いますので、世帯が多いところは格安と言いますか、なる部分もあるかと思えます。

私は、思いますのは、消費者と言いますか、使う者の身になって考えたときには、やはり技術、内容もやはり3業者間で切磋琢磨されてると思うんですが、していただいて、それでできれば料金も一定のものにさせていただきたいというのが要望でございますので、行政から指導とかはできないにしても、会議のとき等はそういう意見もあったということ、やはり申し伝えていただいて考えて、考慮していただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。この件はこれで終わります。

次に、防災計画、自主パトロールについての質問に移ります。それこそ12日の早朝に地震がありました。そのときに、やはり担当課としてどういうふうな対応をされたのか、そしてその、先ほども言いましたように、何か問題点とか感じたことがあればお聞きしたい、具体的にあればお聞きしたいと思しますので、担当課の方はよろしく願いします。

議長（後藤 憲次君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 防災危機管理室長でございます。9番議員さんの質問にお答えいたします。

さきの地震でございますが、発生日時が平成18年6月12日の5時1分ごろということでございまして、震央地名が大分県中部で北緯33.2度、東経131.4度、震源の深さが約14.6キロメートル、規模といたしましてマグニチュード6.2、これは暫定でございますが、このようになってございます。

職員の対応についてでございますが、県内最大震度の5弱の地震が県南部で発生したということに伴いまして、県では5時20分に災害警戒本部を設置いたしました。市といたしましても、県の観測データによりますと、庄内、挾間、湯布院それぞれ震度3を観測しております。地震発生後、県からの連絡によりまして、この連絡でございますが、携帯によるところのメール、それから電話連絡でございます。3庁舎ともに担当者が直ちに登庁しました。登庁すると同時に被害の情報等の収集、伝達に努めたところでございます。その後、3庁舎の地震状況を把握するとと

もに、市長に5時44分地震状況について報告したところでございます。幸いにして、市内では被害がありませんでした。

また、地震を想定しまして、仮にこれが大規模な被害が発生し、または発生する恐れがあるときは、市長を本部長といたしまして、災害対策本部を設置いたします。また、各振興局においては、振興局長を本部長とする支部対策本部を設置し、3庁舎間の連絡をとりながら被害の情報等の収集、伝達に努めるところでございます。

また、職員の登庁についてでございますが、災害の状況に応じて第1次体制、おおむね2割の職員、第2次体制おおむね5割の職員、第3次体制全職員の要因を増員するよう体制を整えておるところでございます。地震に対しての問題点等でございますが、幸いにして被害が発生しておりませんので、各振興局の担当者ともそういった情報はいただいております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 被害がなく本当によかったです。今体制の部分でお聞きしたんですが、この中に消防長はかんでないんでしょうか。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 消防長の方は24時間体制ということで消防本部の方で対応しております。

議員（9番 淵野けさ子君） 消防長、大きな災害のときには、1カ所に対応するのが好ましいかなと思うんですけど、その連携がどうなっているのかなと、今思ったもんですからお聞きしたんですけども、消防長、お願いします。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長でございます。先ほどの地震の件につきましては、5時1分に一応発生したという私も飛び起きてすぐさま消防本部の方に電話を入れまして、各諸所に指示をいたしました。各管轄内の調査をするように指示をいたしまして、6時3分、異常なしという報告を受けております。その前に私も5時10分ごろ署の方に出かけていきまして、異常なしということで現場を引き上げた次第でございます。

もし、大災害、地震が発生した場合の連絡体制でございますけれども、消防本部から各庁舎の地域振興局の消防担当の方には連絡するように体制をとっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） はい、ありがとうございます。恐らく大分市の職員の方が抜き打ちで5弱の地震を想定して緊急体制をとったその報道を見たときには、市民の人はちょっと安心したんじゃないかなと思うんです。ああこういうことを頑張ってくれてるんだなということで、

由布市もまだ防災計画は、19年度と言いましたかね。19年度にあれですけど、防災無線等の設置なんかは、財政難ですので、大きな声では言えませんが、そういうのは後回しでしょうね。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 言いにくいんですけども、財政状況の中では緊急を要するものということから先に進めていきたいと思ってます。これも緊急を要さないわけではないんですけども、職員体制、あるいは消防体制で行ってまいりたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） それから、耐震調査の件なんですけど、避難所、公共施設が避難所になるとは思いますが、その耐震調査などはする計画があるのでしょうか。これは担当課の方でしょうか。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 耐震調査については、ちょっと私のはっきりしたことは記憶ないんですが、県の方から各施設を指定しまして依頼調査がまわっていると思います。また詳しいことにつきましては、合併前の関係書類等調べまして、また報告したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 新潟の面積の半分しかないんですけども、大分は、孤立箇所が全国でワースト2位ですか。3位。2位ですか。950カ所。約全体の4割が孤立箇所になるんじゃないかというような、これはシンポジウムで発言されたことなんですけども、そういう中で由布市では、そういう孤立箇所とかそういうところも調べておられるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） まだそこまで把握しておりませんが、旧3町に基づくところの地域防災計画には別途、掲載されてると思います。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 自分に置きかえてみたときに、普段からは危険なときにはあそこに行こうと自分では家の中の場所を決めてたんですけど、いざ寝起きに地震がきますと、何かうろろとしていた間に終わってしまったというような感じなんですけども、これは防災も地域で考えていかなければいけないし、個人個人の意識といいますか、防災訓練がこれは必要やなあというふうに私は強く感じました。地域での訓練は絶対に不可欠だと思います。

それでお金がないからできないじゃなくて、お金がなくてもできることからしていく。例えば、お風呂の水はためたままはかないで残しておくとか、そういう細かいところから意識の中に入れていく。そういうのも訓練になると思いますけども、これは地域防災計画をつくるということでしたが、地域防災訓練の方ですが、これも重ねて、地域でやって行かなければならないと思うんですけども、そういう指導といいますか、地域に対する、私の自治区は古野自治区なん

ですけど、区長さんが自衛隊を退職された方で、すごくそういうきばきとそういう体制はすっきりとられてちゃんと皆さんに回覧しているんですが、そういった形の地域での防災計画に手をつけているところといたしますか、まだありますか。

議長（後藤 憲次君） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 訓練についてでございますが、私は湯布院町出身でありまして、湯布院町のことしかわからないんですけど、先ほど市長が答弁したように、春、秋の火災予防習慣、それから、9月1日の防災の日には、それぞれ分団持ち回りをいたしまして、消防団につきましては、中継訓練等、土のう積み等を行っております。

また、地域住民を対象としたところの通報訓練、初期消火、そういったところの訓練を地域と一体となって行っているというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） どうぞよろしくお願いいたします。耐震の診断費用は県の方では木造の耐震化に重点的に取り組むということなんですけども、そういった部分の連携等はどういうふうになってますでしょうか。

防災危機管理室長（浦田 政秀君） 耐震の方につきましては、関係課と調整いたしまして御報告したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、先ほど市長の答弁の中にもありましたけども、平成16年には旧大分郡で合同訓練が行われました。ことしは庄内ということ。またトリアージと申して、そういう訓練をされるのでしょうか。前回の問題点、前回は何か列車事故、踏切事故の想定だったんですが、ことしはどんな想定ですか。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。救急医療大規模演習につきましては、今年度も、一応庄内町で9月1日、防災の日前後の日曜日に開催を今のところ予定しております。

この内容につきましては、この市長の報告の中にありましたように、1回目、14年実施しました湯布院町で実施しました大規模演習。それから、16年に実施しました挾間町で実施しました第2回の訓練に準じた列車事故を想定しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、自主防犯パトロールについてお伺いいたします。

各自治区ごとに登録されているところは意外と少ないので、私はああそうなんだと思ったんですが、今後の各自治区に推進されるといいますか、お願いをしなくてはいけないと思うんですが、当面の目標といえますか、そういうものがあるのであれば教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。1つは自主防犯パトロール隊というものと、それから、自治区自主防災組織という2つがございます。この自主防犯パトロール隊につきましては、今県の安全で安心なまちづくり事業という補助事業を受けて、最高額40万で2分の1で20万の補助があります。これはいろいろな、何ていいますか、活動内容等の制約がありまして、警察に届け出て正式なパトロール隊となっております。それが現在4カ所でございます。これにつきましては、行政の方から押しつけてもなかなかできるものでもありません。自治区ごとの自主的な盛り上がりということで挟間で1カ所つくったんですけども、これも1年間ぐらいかけて内部討論をしながらできた次第です。このことにつきましては、各町に、町ごとにできるだけふやしていきたいと思っております。

それから、もう一つの防災の方につきましては、各町、自地区単位で9割程度はもうできてると思っております。これにつきましては、先ほど答弁をしたんですけど、温度差がありまして、それぞれの自治区では炊き出しやそれから、いろんな訓練をやってるとこもあれば、ほとんどできたままというふうなことでございます。市の防災計画の中で、自分たちの地域は自分たちで守ることが基本でございますので、この自主防災組織を育成をしながら防災に備えていきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ありがとうございます。今4カ所と言われました。これは庄内町の方の御意見なんですけど、自分もそういう活動に加わりたくて、子どもの通学通園の見守りといいますが、そういうのに協力したいと、しかし、何も身分証明とかが何もないので、変なおじさんに声かけられたぐらいしかとられないんじゃないだろうかという心配もあって、できればそういう先ほど市長が言われました由布市独自の認定といいますが、たすきとか、そういうものをお渡しするようなことを考えているというふうにお答えしていただいたんですけども、自主的に申し込んだ方には、そういうふうになるということでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） 総務部長です。先ほど市長がお答えいたしましたように、公的なものと、それから、自主的なものがあると思います。先ほど言いましたように、自主的にいろんな

パトロールをしていただいている団体が多くあると思ってます。そういう人たちにつきましては、登録制度等で、市としてもはっきり、何ていいですか、そういう組織を把握をいたしまして、それなりの対応をしていきたいと思ってます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。時間がないので、先にいきます。

乳幼児医療費助成事業なんですけど、もう10月からそういうことを始めるということで、無料じゃなくなるということをはっきり市長の英断でお聞きいたしました。私は合併して挾間町では次世代育成事業対策事業等がかなり削られて、子育て真っ最中のお母さん方には本当にかっかりしてたわけですけども、この医療費が湯布院町さんがされてたということで、由布市にはこういうことをやりますという最初の議会のときに聞いたときに、ああ本当に心強く私は思ったんですが、もう既にかわるということで、これは本当に残念だなあというふうに思います。

ほんとに残念だと私は思います。苦しいからといってすべてをカットするのではなくて、少子高齢化社会をにらみ、そして子育て支援の一環としてしていただきたかったなというふうにほんとに残念でたまりません。日田市、豊後大野市、竹田市、津久見市、津久見市も決して財政は楽な方じゃありませんが、このことに関しましては残していただいております。独自でしております。これはもうはっきり言われましたので、幾ら言ってもきかないと思いますので、この辺で。（発言する者あり）多分無理だと思います。どうでしょうか。お願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長、どうですか。

市長（首藤 奉文君） 気持ちもよくわかりますし、私どもも同じ気持ちでありますけれども、そういう県等の情勢を判断したときに、由布市としてはやっぱりこうせざるを得ないという状況が現実にあるわけでありまして、そういう先ほどの答弁のとおりにさせていただきました。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。癩癩健康増進課長。いい。

議員（9番 淵野けさ子君） それではもう時間がないので、状況はちょっと課長のところに説明にお伺いになりました。一般質問の前に。しかし、国もしっかり少子化対策に取り組んでいる。そういう中で私が思ったのは、本当に6歳までは対象になったんですが、由布市は単独で4歳、5歳は単独事業で出していただいていたわけですが、これが結局2分の1県の補助が出るわけですから、その出してた分が浮くわけですね。全額出してた分が。ですので、その分を充てていただきたい。だけど財政課としては、その分を狙ってたんじゃないかというふうに思うんです。ああ、この分が浮くからこの分をこうというふうに、まして有料になればその自己負担もあるかなということで、そういうふうに願いを込めてほかに回そうという希望があったんじゃないかなというふうに思うんですが、私は重ねて申し上げますが、このことに関しては本当に残念で

たまりません。だけど時間がありませんので、次にいきます。

AEDのことなんですが、順次つけていただくということで、1台が数十万するんですが、リースで置けばそんなにお金はかかりません。そしてリースであればまた保守点検等も込みですので、そういう方法もあるかなというふうに思います。

啓蒙、啓発なんですが、私もちょうど1カ月前の今ごろ消防署の職員の方にきていただいて、約57名ですか、その実地を訓練させていただきました。本当に知ると知らないでは大きな違いです。これの講習等を順次、職員も全員受けるべきでありますし、もちろんボランティアの方、それから、議員の方もすごく音声で導いてくれるので簡単ですので、一度は受ける価値があるなあというふうに思いますが、消防長どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。このAEDの取り扱いについては、消防職員の使命であると感じております。なお、災害現場、そういう心肺停止患者がある、近くにいる人、いわゆるバイスタンダーといいますけども、バイスタンダーの育成というのは、やはり消防の大きな使命だと思っております。

今後そういう計画的に講習会を計画いたしまして、議員の皆さん、また由布市職員を対象にした計画等も実施してまいりたいし、また自治区単位、また事業所単位の受講申し込みもしていただきたいというふうに考えておりますので、そういう計画で今後行ないたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 湊野けさ子さん。

議員（9番 湊野けさ子君） どうぞよろしくお願いいいたします。順次、公共施設、あるいは人が大勢集まる場所、そういうところに設置していただきたいなというふうに願っております。

私の質問は以上で終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で9番、湊野けさ子さんの一般質問を終わります。

癡癡

議長（後藤 憲次君） ここでお知らせをしておきたいと思います。午後一番、高橋義孝議員の質問に対しまして、テレビ朝日報道ステーションのディレクターの方が今病院存続の会、世話人の幹事長の医療ジャーナリストの丸山和彦さんの協力のもとに、地域医療崩壊の危機ということで、年金施設売却問題とかを取材しています。そういうことで、ぜひ取材をさせて、湯布院の厚生年金病院と保養ホームの件等で取材をさせていただきたいということで許可しましたのでよろしくお願いいたします。

午後は13時から再開します。

午後0時08分休憩

基礎・基本の2点目といたしまして、児童生徒の基礎・基本の定着を図り、学力の実施を把握するために独自の学力調査を市内全校で実施し、その調査結果をもとに問題点等を分析、考察し、教職員の指導技術の向上や児童生徒の学力向上につなげていく。また学校間の比較分析を明確にし、学力全般の向上に取り組むことが求められていると考えますが、行政としてどのようにお考えであるか伺います。

次に、3点目としまして、教育をよりよくきめ細やかにするため、本市では少人数指導やTT指導を実施されております。現状についての教育長の御所見を伺います。

4点目として、由布市には、さまざまな規模の小、中学校が20校存在しております。基礎・基本の定着を目指す上での適正規模をどのようにお考えであるか教育長の御所見を伺います。

5点目として、本市においては、小規模特認校を除き、教育委員会が定めた通学区域により学校を指定し、入学を認めています。特殊事案を除き、通学校を堅持している教育委員会の毅然した対応には心から敬意を表するものです。しかし、現状の教育環境の格差や保護者ニーズ、そして学力向上の観点から考えたときには、今後学校選択制や通学区域の見直し、また弾力化などの施策が求められてくると思います。行政としてどのような認識をお持ちでいかにお考えか伺いいたします。

次に、6点目、基礎・基本の定着では、学校の先生の力量、教える技術が大きく関係し、左右されるものだと思います。その意味では、教職員の技術向上が非常に重要であると考えていますが、本市の教職員研修の現状について、どのようにどの程度行われているのかについて伺いをいたします。

教育行政の大きい2点目でございますけども、学校評議員制度についてです。由布市内各学校長が創意工夫し取り組んでいる学校評議員制度ですが、現状についていかにお考えであるか伺いいたします。

また、先の議会でも教育長より御答弁いただきました。さらに実効性があり、根づくものとするためにどのような施策をお考えであるか伺いいたします。

3点目、大きい項目の3点目です。教育委員会における教科用図書の調査研究についてということです。公立学校で使用される教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3章教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限により教育委員会の職務として記されています。教科用図書の決定は、教育委員会のなすべき職務のうちで最も大切なことのひとつであると私は考えています。そこで、教育委員会における教科用図書の調査研究はどのように行われているかについて伺いをいたします。

教育行政、大きい4点目です。補助教材についてです。これもう以前のことになりますけども、平成13年10月15日付、大分県教委学第1787号により当時の石川大分県教育長から各市

町村教育長宛に補助教材の適正な取り扱いについて通知がなされ、学校における補助教材の選定に当たっては、学習指導要領等に適合したものであること。選定に当たっては、校長の責任においてこれを採用すること。卑しくも保護者等から批判、疑念等を受けることのないよう留意することという通知がなされています。

そこで1点目として、補助教材は教育委員会の管理する範囲であると考えますが、現状をどのように把握されているかについてお伺いいたします。

補助教材についての2点目ですけれども、保護者等に対して補助教材の目的を、周知をどのようになされているかについてもお伺いをいたします。

続きまして、大題目の2番目、福祉行政についてお伺いをしたいと思います。

地域の医療と福祉についてでございますけれども、平成18年4月からの診療報酬改定で設けられたさまざまな制限によりリハビリテーション医療が疾患別に上限日数が定められました。原則として発症後最大180日でリハビリが打ち切れ、たとえ医学的に必要であってもリハビリテーション医療の保険診療が打ち切られるという状況があり、今後進展する高齢化社会の対応への深刻な影響が懸念されています。

全国的に病院介護病床もなくされ、今まで入院していた患者は退院を余儀なくされ、家庭であるとか、老人保健施設、介護施設に移らなければならない。そのような状況にあると思われま

す。本市においては、大分県の地域リハビリテーション事業の中核施設である湯布院厚生年金病院を有している状況からみても、このことは切実な問題であるというふうに考えています。

湯布院厚生年金病院でも他の民間病院でもリハビリを受けられず、入院を断られる。または退院を勧告されるなどの状況があり、憂慮すべき事態であると考えています。

そこで、御質問ですけれども、1点目として、このような事態に関して市当局としてはどのような認識をお持ちであるかについてお伺いいたします。

続きまして、2点目、65歳以上の方は介護保険でリハビリを受けられるとしても、リハビリ体制が整った介護施設は存在しないのが現状ではないかと思います。療養病床から退院し、経済力のある患者さんは有料老人ホームなどへの入所の選択肢があるが、ほかの患者さんに関しては行き場がなく、家庭で療養するしかないことが予測され、病状の悪化、寝たきりが急速に拡大され、ひいてはそれが医療費の拡大を招くことにもなりかねず悪循環が生じかねません。選択肢の限られる可能性の高い患者さんに対しての施策についてどのようにお考えであるかお伺いいたします。

続きまして、3点目です。公的病院である湯布院厚生年金病院や他の病院でも何とかこの事態を打開しようと、患者の負担を少なくしようと対策を考え、必死の努力をしていることと思

どの状況もあり、診療内容や体制の縮小を余儀なくされているのが現状であると思います。このことは地域医療にとって深刻な問題であると考えます。

そこで、御質問ですけれども、行政と公的病院である湯布院厚生年金病院、または民間病院、そして介護福祉施設などが意見交換を行い、連携して今後の地域医療と福祉の安心、安全な体制を構築すべきであると考えますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

続きまして、4点目、今国会で成立した医療制度改革で、中央から地方へ、官から民への流れの中で、日本の医療のあり方が大きくさま変わりしていくと思います。そのような中、本市においても公的病院である湯布院厚生年金病院が提供する公的医療の役割がますます重要であり、それと同時に周辺の民間病院と連携し、あるいは機能、役割分担をして、地域医療が全体として崩壊しないようにすることが求められ、否応なしに行政、議会、住民並びに関係機関と連携していくことが喫緊の課題であると考えています。

そこで、本市の福祉と医療の総合計画について、行政としてどのようなお考えであるかお伺いいたします。

続きまして、5点目です。最後の項目になりますけれども、さきの平成17年12月議会で質問をいたしました湯布院厚生年金病院及び湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続についてでございますけれども、これは議会でも議決をし、意見書を提出している案件でございます。

由布市としても高齢化社会の進展に伴い、介護予防などの分野で、その機能を活用していくことがぜひとも必要であるとの市長の答弁をいただいております。その後の対応並びに現在の進捗状況についてお伺いいたします。

以降、自席にて再質問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 2番、高橋議員の御質問にお答えをいたします。

教育行政の質問につきましては、教育長から答弁をいたしますので、私からは福祉行政につきまして答弁をいたします。

まず、地域の医療と福祉についてでございますが、現在、由布市の65歳以上高齢者人口は9,618名でございます。これに対しまして、施設の現状を申し上げますと、まず医療施設では4つの病院と、1,014病床、9つの医院で147病床、一方、介護施設では特養が4施設で243床、それから、老健が2施設で150床、グループホームは7施設で99床、療養型につきましては、4施設で14床でございます。医療介護施設の合計は1,667床となっております。

その他社協を初めとする多くの通所施設が運営されているところでございますが、1点目につきまして、御質問のように、介護保険制度の改正の中で、介護療養型病床群の見直しに伴う入所

者の対策につきましては、大変憂慮をしているところでございまして、そのことにつきましては私自身も十分認識をしているところでございます。受け皿対策の施設につきましては、以降の答弁で答えをさしていただきたいと思います。

2点目についてでございますが、まずリハビリ施設がととのった介護施設が存在しないとの質問でございますが、リハビリ体制の整った介護施設とは、介護老人保健施設と考えております。由布市内の現状は挾間地域に2施設150床が整備され、また今回の介護保険事業計画では、18年度中に湯布院地域の病院が50床を整備予定をしております。また、療養病床からの対処者の受け皿対策の一つとして介護保険給付施設を59床整備する予定となっております。

その内訳といたしまして、湯布院地域の白心荘が30床の病床、また介護保険制度の中で新たに創設された地域密着型サービスとして小規模特養29床を整備をいたします。これらの施設と連携して新たなサービスが提供できるものと考えております。

3点目の連携して今後の地域医療の福祉の安全、安心な体制構築でございますけれども、由布市といたしまして、平成18年4月より地域包括支援センターを日常生活圏域ごとに、挾間、庄内、湯布院の3地域に整備をしているところでございます。支援センターの役割につきましては、地域の保健福祉医療の包括的なサービスを提供する中核的機関として関係機関との連携体制を構築いたしまして、由布市の協働・融和・発展の理念のもとに積極的に関与してまいりたいと考えております。

この支援センターの運営に当たりまして、医療、福祉や関係団体の分野により選出された委員で構成される地域包括支援センター運営協議会が設置されまして、公正、中立性を確保しながら、今後、医療、福祉の安全、安心の体制づくりに対し、御提案をいただけるものと考えております。

4点目の福祉と医療の総合計画につきましては、昨年度介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画と同時作成いたしましたところでございまして、また大分県地域保健医療計画書が5年ごとに作成されておりまして、その中で旧大分郡の位置づけや医療、保健づくり事業などが計画をされております。

一方、旧大分郡では、昭和49年に大分郡地域保健委員会を設立いたしまして、郡民の健康の保持増進のために、保健に関する問題を調査、研究するとともに、地域保健活動の育成と豊かな郷土の発展を図ることを目的に会を運営し、実施しているところでございます。

合併後この委員会の諸活動を受け、さらに由布市地域保健委員会として立ち上げ、今後の医療と保健行政のあり方についてさらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、この委員会の事業といたしまして、平成11年度より旧湯布院町で実施されておりました個別健康診断を平成18年度より由布市全体に広めまして、住民の健診体制の確立とかかりつけ医の普及、定着を図り、地域医療の充実に取り組んでいるところでございます。

5点目の湯布院厚生年金病院並びに湯布院厚生年金保養ホームの公的施設としての存続ということにつきましては、大分県に議長とともに、存続に関する要望書を持参し、お願いをいたしたところでございます。なお、両施設の今後につきましては、関係機関や市民の思いが伝わるような形で存続が望ましいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） 2番議員、高橋議員の質問に教育行政全般についての質問にお答えをいたします。

非常に多岐にわたってますので、時間をあまり取ると困ると思いますので、はしょった形の中でかいつまんで答弁をしたいと思います。漏れているところは再質問お願いします。

1点目の第1項基礎・基本学力の定着についての中で、1点目の基礎・基本の学力の定着状況、本市はどうかということですが、17年度旧大分郡の結果は、県の平均偏差値より下回っていました。小学校国語では、言語事項、文学的文章、算数では、応用、図形等で、中学校数学では、数量関係で目標値より下回っていました。

各学校では、この結果を分析しまして、9月より指導の改善に取り組んできたところです。本市独自にやりました小学校3、4、6年の国語、算数の結果ですが、例外的なことはありますが、やはり1学級少人数の方が学力面では定着度が高い、いわゆる点数が高いということは、例外があります。もちろん、ですが、そのことはいえると思います。ですが、よく言われている2つの山があるということは本市ではみられません。全体的な底上げが必要かと思われま。

2点目の学力向上に向けた対策についてですが、本年度、市教育委員会として7月下旬に由布市学力向上会議を県のテストの結果を受けて各学校の取り組みの交流を行い、市としての共通課題については市全体の取り組みを提案していくところです。

また、市独自の基礎・基本の定着状況調査については、例年4月にやっていたんですが、2月に小学校3、4、6年、国語、算数、中学校1年、国、数、英について定着状況のテストを実施いたします。

4月になくてなぜ2月かということ、それぞれの教科担任や学級担任が本年度、その年度に教えた結果はわかると、即わかると、そして欠落部分といいますか、その部分を修正して教えることができる、補強してですね。その年度内に。そういう意味から2月に実施したいと思っています。成果課題を明確にした上で改善を行っていかうと思っています。

3点目ですが、少人数指導、TT指導の現状はどうかということですが、少人数指導、TT指導については、1学級の人数の多い学校で取り入れています。特に、算数、国語、生きる国語、そして中学では英語ですが、その実施している学校についてアンケートを児童生徒にとりますと、

ほぼ9割の子供たちが理解できるようになったと、回答をしています。

やはりきめ細かな指導の大切さ、理解力が増しているものと思われるので、このことから有効だと思っていますし、今後とも県または関係機関にお願いしながらこの面での加配を求めていきたいと思っています。

4点目の学校適正規模についてですが、学校の統廃合の件では、旧3町ともそれぞれの地域を考慮した上で何か対策を練っていった。やってきたという経緯があります。本市においても児童数がますます減少していく傾向があります。全校で一桁人数、または10人台の学校が小学校がふえてくる可能性があります。

現在のところ見通しとしては6校考えられていますが、その減少に伴って学力向上問題や、学校安全の問題、そして適正規模の問題等を検討する教育問題検討委員会を立ち上げながら、純粋に子供にとってどうなのかと、何がいいのかということも純粋な教育的視点に立って、総合的な答申をいただきたいと思っています。

5点目の通学路の弾力的運営及び学校選択制についてですが、基本的には自分の地域のことを知り、地域に親しみ、愛着を持って将来の地域の担い手になる人材育成するという上からも、今の由布市においては、基本的には地域の子供は地域の学校に通学することが望ましいと考えています。したがって、学校選択制等は今のところ考えていません。

6点目、教職員の研修の現状ですが、教職員の研修が非常に大事だということはもう御指摘のとおりです。今年度から教職員評価システムが実施されます。それでこれは学校教育目標、そして各学級の目標を達成するためにいろんな観点から、教師が自分の目標を設定し、校長との面談や評価等を通じて教育実践を確かなものにするという狙いがあります。

当たり前のことですが、子どもたちの姿を通して評価されるものと思っていますが、県全体では研修の機会を教育センターで一本化して初任者研修、10年研修というのは従来やっていますが、それ以外に3年、5年までの経験者はフォローアップ研修、10年目以降はキャリア研修等で選択の幅をつけ、研修の機会、義務づけが行われてます。

市としては、長年の懸案でありました指導主事を2名配置をしていただきました。それで各学校指導主事の招聘が学期1回はできるという体制が整いました。いわゆる普段着の研修が各学校でできるという非常にメリットがありますので、それぞれ学校課題に応じた教師の力量達成のための研修の機会がふえると思っています。

次に、大きく第2項の学校評議員制度ですが、開かれた学校づくりを行っていくためにも地域の方へ学校の理解をしていただいて協力をお願いすると、開かれた学校の一環として重要なことが実施されているわけですが、地域の方の代表である学校評議員の目から見た子どもや学校の実態を率直に意見をいただきながら、地域と連携して学校経営に、直、生かしていくというぐあい

な大事なものだと思っています。特に、学校評価の中の外部評価、外部評価を行ってまらっていますので、さらに効果的な学校経営に活かされるものと思っています。

次に、第3項の教育委員会における教科用図書の調査研究についてですが、御指摘のとおり、教科書は各教育委員会が主体的に選定するべきであると思います。しかし、教科書選定のための研究等人員とか、時間的にも課題が多いです。大分県では、教育事務所単位で選定委員会を設置して研究し、教師の意見等も参考にしながら決定をしてきました。

昨年、県として初めて中津市で単独での選定に取り組みました。由布市も新市になったから単独でできるかということになりますが、現在ちょっとできないと思ってます。その理由は、人員や時間的な問題のほかに、児童生徒の大分市なら大分市との転出入等がかなり多いです。昨年で見ますと60名前後です。教科書がそれぞれかわっていきますと、いろんな大きな問題があります。その面も含めて、やはりある程度のエリアは共通の教科書を使うべきだという認識もありますので、御理解いただきたいと思います。

最後に、第4項の補助教材の取り扱いについてですが、これまで子供のために必要なものとか、保護者の負担の軽減、有効な活用ができるかという観点で、校内に補助教材選定委員会を組織し、校長の責任において審査の上、採用を決定しています。そしてそれを教育委員会へ届け出、保護者へ説明を学校が行っているところですが、3月議会で高橋議員御指摘のように、教育委員会がやっていることが市民にみえないんじゃないかと、何とかならないかという御指摘がありました。ホームページを市のホームページから入ることのできる教育委員会のホームページを立ち上げていますので、そういった中で補助教材等も一括してやる必要を感じた場合は実施したいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） それでは福祉行政についてから市長の方に再質問させていただきたいと思います。

まず1点目の現状は一定の認識をお持ちであると、この医療制度改革についてですね。非常に憂慮される事態が本市でもうかがえるのではないかというふうな認識をお持ちであるということ、ちょっとほっとしておりますけども。

一定の認識があるということなんですが、このリハビリ施設の規模、人員体制で診療報酬が異なってくる。公的施設である湯布院厚生年金病院での体制が、整った病院でしか経営上が成り立たないという病院のそういった状況がこの由布市内でも起こってくるのではないかということがあります。

そこで、療養病床がなくされて、地域と在宅での介護やリハビリが大きな比重を占めるだ

けに、先ほどの答弁にもありましたように、市内にある各介護施設、老健施設、地域包括支援センターなどの公の機関の機能充実はもとより、今までどちらかと言えば、全国的な役割を担ってきた湯布院厚生年金保養ホーム、それを今後は地域の由布市の医療介護ネットワークの一翼を担う公的施設として、中心的な役割を果たしてもらい、そういったことも市として働きかけて求められてくるのではないかとはい思うんですけど、その辺の観点から市長どのようにお考えかお答えください。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この年金病院は公的病院として、また総合病院として由布市民はもちろんですけども、由布市近隣の市町村、または県内各地、また近県からも非常に貴重なリハビリの施設として認識をされているというふうに考えておりますし、特に隣接する保養ホームにつきましては、これは病後のリハビリ等々で家庭でリハビリ等々を不安な方々がここでできるということで、病院とそのセットでやれるということに対して私は非常にすばらしい施設でありまして、こういう施設があつてこそ、本当の意味の医療が完成するのではないかなと、そういうことから私もこれからもこの年金病院の存続については市民上げて取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 病院との連携で現在の機能を維持していく、それはもう大前提である。国の方の国会答弁でもそれが国会決議として認識されているわけなんですけど、医療、地域の医療面として、湯布院地域、由布市という全体的なことを考えたときに、こういった湯布院厚生年金保養ホームのような公的役割がますます重要になってくる。医療面でもそうですし、例えば、これ今もう既にいつ売却されてもおかしくないような状況ではあるんですけども、こういった病院、ホームが万が一なくなったり、閉鎖されたりしたときに、経済的な影響も出てくるのではないかと、その経済的観点から、市長、どのようにお考えですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） この年金病院につきましては、大きな企業というふうに考えたときも、自衛隊あるいは年金病院も同じように考えられると思ってます。その年金病院に雇用される方々、そしてまたその入院患者や雇用されてる方々の食材等々につきましても、大変大きな経済効果があると考えておるところであります。

それから、雇用の面につきましては、今こういう状況の中で、年金病院の持つ雇用というか、そういうものは由布市にとりましても大変大きな力となっているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） そういった面からも大変重要な施設であるという認識をお持ちであるということを確認できました。

資料をきょう配付させていただいておりますけども、 と ページにその医療制度改革について、これ朝日新聞の記事をちょっと切り抜きさしていただきましたけども、こういった状況で診療報酬改定、医療制度改革により各民間の病院ももちろん大変ですし、地域医療の存在が危ういというふうなことで、特集を組まれて問題視されております。

中でも、 ページの方に患者は３８万人、行き場は突然閉院、重い介護というふうな状況が目の当たりに起こってきているという現状であります。それで先ほど、現在リハビリ体制が整った介護施設はということで、挟間に１５０床、湯布院に５０床、こういった施設を、有料施設を利用される方、そういった経済的余裕のある方はそういったところに新しい施設ができ、そこに入って介護がリハビリが受けられると、けども、そういった状況にない方をいかに行政としてサポートしていくか、その人たちをいかに助けていくかというのが行政の使命であると思うんですけど、その辺は介護保険委員会ですかね。何かそのようなちょっと御説明があった。その施設になかなか入れない状況が生じた場合の施策としてどのような形をお持ちであるか、もう一度市長答弁をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 先ほど申しましたように、約９，０００人近い高齢者がいるということで、こういうことは現状としても想像できることでありますけれども、これは社会福祉協議会の中でもデイサービス等々で予防介護をしながらも、なおかつそういう不安の方々、そしてまた初期の方々については、そういう社会福祉の状況の中からできるものではないかなというふうにも考えております。非常に先行き不透明なところかありまして、難しいところもございませども、そういうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） それと、先ほど３点目の行政、これからの地域医療の福祉と安心、安全な体制を構築すべきであるという御質問に対して、包括支援センター運営協議会、この立派な冊子の中にも出てくるんですけども、これがそういった地域と地域の安心、安全な体制を構築すべき役割をこの運営協議会が果たしていくのではないかというふうな介護の、これは介護の方からですね。

もう一つその４点目として、今度医療の方の立場としては、旧大分郡保健委員会というのがこれを担っていくと、ここを連携さしていけないとなかなか地域の実態にそぐっていかない。地域にあった医療と介護、医療と福祉ということが構築できないというふうに思うんですけども、まずその運営協議会というのはどのような構成メンバーであるのかというのと、大分郡保健委員

会の構成、今後のその御予定について、担当課でもし詳しいことがわかれば担当課長、御答弁お願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長です。選定委員会につきましては、その計画の策定委員会をそのまま包括支援センターの運営協議会の委員ということでお願いするようしております。

それぞれ各議会からの方を2名、それから、各病院の先生の方につきましては、病院の会がございます。その会の中から互選をさせていただきまして出させていただいています。

それから、居宅支援センター、そちらの方についても、その中から出させていただいております。それから、被保険者として、その対象者、老人会、いろんな社会福祉協議会等いろんなことで30名程度の委員で運営をしているということでございます。

議長（後藤 憲次君） 健康増進課長。

健康増進課長（大久保富隆君） 健康増進課長でございます。2番議員にお答えいたします。

今現在は由布市地域保健委員会でございます。委員の構成ということでございますので御答弁いたします。

先ほど保険課長申しましたように、介護保険の包括支援センターの運営委員＝地域保健委員会ということにはなっておりません。地域保健委員会の委員の方がその運営委員に入っておられる方もおります。

それで委員の紹介をいたします。母子乳幼児対策小委員会ということで、これはドクター、ドクターが主です。歯科医師、それと健康増進課の保健師、それと歯科衛生対策小委員会ということで歯科医師、それと歯科衛生士会、それと健康増進課、保健師が入っております。災害救急医療対策小委員会で、医師、それと消防長、それと消防団長がメンバーでございます。生活習慣病予防対策小委員会、これも医師、薬剤師、歯科医師会の代表の方、食生活改善推進協議会の会長、健康増進課長、それと保健師、栄養士がメンバーでございます。

5番目が、学校保健安全対策小委員会、これも医師、歯科医師、薬剤師、PTA連合会会長、小学校長、中学校長、学校養護部長、学校教育課長、健康増進課の保健師。6番目が環境衛生及び薬物対策小委員会で、薬剤師、歯科医師と環境課長です。予防接種感染症対策小委員会で、（「課長、いいです」と呼ぶ者あり）いいですか。そういった人たちで構成しております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） また詳しい資料を添付してコピーか何かください。口で言われてもよくわからないので。すいません。そのような検討会いろいろあるということはよくわかりました。私がお聞きしたいのは、行政とその公的病院である。なおかつ大分県のリハビリ施設の中核を担ってる湯布院厚生年金病院があると、これは利用しない手はないと思うんですね。そうい

った公的病院と民間病院、あとは福祉介護の方たち、行政、いろんな方たち含めて、本当にこの由布市のこれから安心、安全の福祉のまちづくりのために、どうやっていこうかというふうな懇話会みたいなネットワークづくりが私は非常に必要であるというふうに感じているんですが、市長、どのようにお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりでありますけれども、現在、年金病院以外の地域の医療関係で今言いましたような組織をつくって、そして市民の健康増進について対策を考えているところでありますけれども、今回厚生年金病院のこういう問題につきましては、市民挙げて、そしてまた医療期間と連携を取りながら県、国に県を通して国に要望していきたいし、この施設は本当に中央の方には見えない非常に重要な部分があるんですけれども、その点をやっぱり強調していきながら、地域住民の本当に命を大事にする、そういう施設としてこれからも連携を取りながらやっていきたいというふうにご考えております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひまず一つは由布市の福祉のあり方についてのネットワークづくりというのがまず一個は必要であろうと思います。それと今回の厚生年金病院と保養ホームの存続についてのそれをやはり集中的に話し合う、それもまた組織づくりというのは私は必要であると思います。

お渡しした資料の一番最後のページに、同じような問題を抱えた北九州市が検討部会を設置して、これは国からの付帯決議にもありますように、地元自治体との事前協議が必ず大前提であると、ひいては北九州市においては、部会で専門家に同病院の地域における役割や売却される場合にどのような経営方針が可能かどうかというのを協議して、地域に根ざした施設であるからこそ、地域の皆さんで、もし売却されたときはどうしよう、それに対する対策はどうしようということを行行政も交えて話し合いをされていると、こういう状況があると、由布市においてそういった検討部会を、やはり私はつくって、議会でも議決してますし、そういった部会をつくって、本当に県、国に対して要望を行っていくことも大事でしょうけれども、本当に年金病院というのはどういう施設なのかなあということ市内の中で住民で考えるということが非常に大事であると考えますけど、その点、市長どのようにお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そのとおり私も考えておりますけれども、その連携につきましては、これから十分協議をしながら、存続に向けたあらゆる力をもってやっていきたいと思っておりますので、そのことも視野に入れていきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討していただいて、そういった設置ができるようにお取り組みをいただきたいと思います。

それと、最後の５点目なんですけども、昨年の暮れあたりから多分整理機構から、湯布院厚生年金保養ホームに対しての事前相談と申しますか、そういったことが何度かなされているというふうなことをお聞きしてありますが、そのどのような御相談があったかというのがもしこの場で話せることがあれば、状況、その進捗状況、こういった相談があって、どのような対応をしたというふうな進捗状況についてお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 具体的にはまだ何もありません。一応、諸自治体と協議をするという癩癩、総合政策課長に御案内がきているようで、まだ報告がありませんから、ちょっと課長の方から答えさせます。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 総合政策課長です。関係する公的、そういう組織の方から昨年末に関係する自治体、いわゆる由布市においてどのような考えであるかというふうなことが文書できているところです。市としましては、公的機関として存続をしたいというふうな申し入れを回答しているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） 市長、今の件は御存知ではなかったんですかね。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） もう報告があったかどうかわかりませんが、私どもも付帯でいっております地方自治体と十分協議をしていくという、そのことをもう前提にとらえておりますから、今後またその点については十分協議をさしてもらいたいと。

議長（後藤 憲次君） 市長、県にこの前陳情に行ったじゃないですか。そのこともちゃんと言ったらいじゃない。

市長（首藤 奉文君） 初めの答弁で申しました。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） ありがとうございます。わかりました。その後は特には整理機構からの打診というものはないというふうに認識してよろしいんですかね。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 特にその後は来ておりません。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） 今まではその整理機構から打診がなければこちらから何もアクシ

ョンを起こさないというふうな状況であったかと思うんですけども、議会できちっとその意見書も採択している。市としてもそういう明確な姿勢がある。市としてはこういうふうにやっていきたいんだということを、こちら側から整理機構、国、県なりに要望をしていくべきであるというふうに思いますが、市長、いかがお考えですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 私どもも国に要望いたしましたし、議会の方も要望してくれております。そういうことで、国にも要望しましたし、県の方からも強く要望していただくように、県にも要望をしているところであります。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（２番 高橋 義孝君） １２月のときにもそういったお話をして、湯布院地域の昭和３４年に保養温泉地、国民保養温泉地と指定されてから、そこの中での湯布院厚生年金病院の役割はもう地域に根ざしたものであるということは、市長も当時の１２月の議会のときに私が申し上げて、そのとおりであるというふうなことを御答弁いただきました。改めて今までの経過を踏まえて、湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的施設としての存続並びに公的病院機能の公益性の維持は、市当局及び市民、議会の明確な意向であることであり、さらに国や県に対して要望していただく、あらゆる機会を通してその実現に向けての取り組みを実施していただくことをお願いをしたいというふうに思います。

先ほど現状では整理機構からの呼びかけはないということではありますが、先ほど申しましたように検討委員会なりをぜひつくって、今後の地域医療のあり方、厚生年金病院、保養ホームのあり方というのを前向きに検討していただきたいと、これは要望をしておきます。

また、先ほど市長の答弁の中にもありましたけど、大分県の地域保健医療計画、これは５年ごとに見直していくという、次は２２年見直しなんですけども、国の制度が変わればその都度変更していきますよというふうなこともありますので、県との協議もぜひ連携を密に行っていただきたいというふうにこれまた要望としてつけ加えておきます。

それともう一点、非常に気になることがありまして、市長は御存知かどうか分からないんですけども、大分郡保健支所が年金病院の保養ホームに対して旅館業法としての届け出のしなさいというふうなことをいつてきているということなんで、私もちょっと耳にしてびっくりしたんですけども、どのような法解釈をされてこういうことを言い出したかわかりませんが、２５年以上にわたって、医療期間と連携した滞在型リハビリテーションの施設であるということが明確に位置づけられているにもかかわらず、こういったことを支所が言ってきていると、このことを市長まず認識があったかどうか御答弁お願いします。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） ごく最近そういう話を聞きました。それについて支所の真意というのはよくわかりませんので、今後調べてみたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ぜひ人を宿泊させることを目的とした旅館業だというふうな非常に短絡的な解釈がもしここにあるとするならば、これはぜひとも是正させていただきたいと思えますし、念のために申しますけども、同じホームが全国に湯河原、玉造とあるんですが、これらの施設に対してこのような支持は行政の方からないということです。その辺の真意をぜひとも確認させていただきたいと思えます。

どちらにしましても、湯布院厚生年金病院と同保養ホームの公的施設としての存続、また病院と保養ホームの連携については、本市においてこれを維持していくんだというのは明確な意思であるということを確認させていただきましたので、今後とも引き続き積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

残り10分、教育行政について、教育長、再質問をさせていただきます。

基礎・基本学力の定着について現状把握ということで、17年度は県の平均より下にあったというふうな状況であったと思えます。そういった認識がある。少人数の方がいいよというふうな認識もお持ちであるということで、その現状についてこの認識については御確認をさせていただきました。全体的に底上げが必要であるということで、ぜひとも積極的に御尽力いただきたいと思います。

質問の2点目とも関連するんですけども、現在、小学校5年生、中学校2年生だけが、小学校が国、算、中学校が国、算、英ですかね。県の調査が行われていると、過度の競争ということは、何事も行き過ぎると障害が生じるというふうには思うんですけども、国民の税金を投じて教える技術も工夫している教職員の方もバロメーターがないとなかなかどれだけ成果を上げたのかというのが測定できないというふうに思うんですけども、そういったことを測定できれば、教える教職員の人たちのやりがいにもつながっていくのではないかなというふうな観点で、できれば市独自として、今現在、3、4、6年制をやられているということで、全学年でやられるような御予定ございませんか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） なぜ3、4、6年かということなんですが、2年、5年については県でやっているからということがあります。それから、1年については、小学校1年生の国語、算数、知的理解をどの程度それぞれ図れるかということを考えますと、やっぱり問題があるのかなという思いで3、4、6年に絞ったところです。中学1年についても国、数、英については市独自でお願いをしているところです。今後広める気持ちは今のところありません。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） わかりました。学力向上会議なども開いて積極的に推進していったらという現状をお聞きしましたので、ぜひその方向でまた取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、教育行政の5点目として、現在選択制は考えてないということで、通学区の見直し、弾力化も今のところは考えてないというふうなことです。資料の2ページ目ですかね。隣の大分市が小中学校選択制で地域限定し試行ということで、市教委は昨年有識者による検討委員会を設置、ことし3月委員会は導入を妥当とした上で隣接校選択制がふさわしいというふうな、こういった先ほど検討委員会を立ち上げるというふうな御答弁をいただきましたので、ぜひともこういった形でいろんな有識者の方、庁舎内だけでも私は構わないと思うんですけども、そういったプロジェクトを立ち上げていただいて、ぜひ検討していただきたいと、適正規模も含めていろんな形でいろんな角度からいろんな視点からこういった検討を引き続き行っていただきたいというふうに思います。

それと6点目の基礎・基本の定着で、学校の先生の力量ということで私お伺いしました。ここにまた資料2番目ですね。非常に教師同士の授業研究が日本はいいんだということを私も、以前から私も見させていただいて、お互いに授業研究し合う、意見を言い合うというこの仕組みは、日本の伝統的に明治時代から行われてきたという手法である。これがアメリカの方でもブームになっているということで、今学校長もそうですけど、先生たちの多忙化がいわれてます。だんだん1番のリストラ対象になってるのがこの研究授業ではないかと危惧されてるところもありますので、ぜひともこういった体制を教育委員会として支援を行っていただきたいというふうに思います。

現状、教育長、授業研究やってるときに、第三者がその研究を見学したり意見を述べるというふうなことがあるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） 第三者というのはちょっとないと思いますね。それぞれ各学校の校内圏の中で1人一提案授業という取り組みをしたり、研究主任が校内の研究体制、研究テーマのもとに、それはもちろん子供たちの実態をどうかえていくかという視点の中でのテーマをつくるわけですが、それに基づいて各教科担任なり学級担任なりがそれぞれの授業を提案授業をしていきます。それをもとにしながらその学校の教職員が共通、同じまな板の上に乗るといいですか、その提案授業に対してどうなのかというお互いの研修を高めているところで、第三者云々という場合は、専門的な指導主事等を招聘する中で、さらに質を高めたいということで招聘はしますが、後の第三者ということはありませんね。公開権なんかよそでやる場合なんかには積極的にそれぞ

れテーマが一緒の場合なんかありますから、参加して力を高めるといことはやっています。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） はい、わかりました。例えば、教育委員さんたちがその研修を見に行くということがあるのかどうか、ちょっと私も現状を把握できてませんが、なぜこのようなことを申すかという、教師同士でなかなか意見がいいにくい部分があるのではないかとここでですね。そこに教育の専門家である教育委員さんたちが入って、積極的に忌憚のない意見を述べる。そこでもっと授業研究がみのあるものになっていけばなあというふうなことで、今お聞きしました。

授業研究、その場によって教師の力量が磨かれ、教育構想にもある授業で勝負するという教師の確立ができるのではないかなと思いますので、その点はひとつ要望ということにさせていただいて、この辺の授業の研究の成果については、今後またぜひ確認をさせていただきたいというふうに思います。

それと学校評議員制度について、さらに実効性があり根づくものとするためということで、私の提案になるんですけども、今回学校訪問をさせていただきました。市内20校。どこの学校も校長先生、学校長が創意工夫を持って学校評議員さんの意見を外部評価として受け入れている。年に3回程度、初年度に説明、中間、最後にまとめというふうな形なんですけども、学校ごとにその評議員さんの選び方がまちまちであったんですね。

例えば、積極的に意見を言ってもらうために、教職のOBの方は外してますというところもあれば、学校に詳しいので教職員のOBの方を入れてますというところもあるんですね。一定程度のガイドライン的なものですね。教育委員会にして設ける。人材もきちっとその教育委員会、生涯学習課と連携して、人材も確保する。できれば初年度に学校評議員さんに選ばれた方、市内多分60名以上おられるんだろうと思うんですけど、一同に集めて、教育長からぜひいろいろお話をさせていただいたり、校長先生を助けてくださいと、個人的にいろんな意見を学校の中に入れるのはもちろんいいんですけども、多忙な学校長の教育をサポートしてくれるそういった評議員さんであってくださいよというのが、評議員とは何たるものかというふうなことを、やはり行政として一回皆さんに評議員さんにお知らせすることができたらもっと実のあるものになって、実効性があるものになるのかなあと思うんですけども、教育長どのようにお考えですか。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） 学校評議員制度はもう6年目に入りました。最初の一、二年は私は直出向きまして委嘱状を交付するときに、学校評議員制のそもそもできた経緯等、その意義ですね。こうあってほしいということをお話をしておりましたとこです。

御承知のように、合併して20校になってますから、今年の場合はいちいち行けません。それ

次に、1番、小林華弥子さんの質問を許します。

議員（1番 小林華弥子君） 1番、小林華弥子です。議長の許しをいただきましたので、本会議最後の一般質問となりますけれども、よろしく願います。

今回またしても質問項目を欲張ってしまいまして、5項目にわたって質問させていただきます。何分質問時間が足りなくなってしまうのではないかと思いますので、欲張っておいてなんですが、答弁は完結にぜひお願いしたいと思います。

基本的に教育長と市長のお考え方を質問いたします。担当者の課長の答弁は2回目以降の質問で必要であればお答えいただきたいと思います。

1点目、ゆふいんこども映画祭の事業費打ち切りに見る由布市の社会教育のあり方についてお伺いいたします。

平成18年度予算では、これまで湯布院町で17年間続けてきたゆふいんこども映画祭の事業費が削られました。ことし3月の当初予算審議のときにも質疑させていただきましたが、そのときの御担当者の答弁では、厳しい財政状況下ではやむを得ない事業費削減だったとの御説明がありました。しかし、予算を削ることと、社会教育事業として教育委員会が主催してきた事業を打ち切ることには大きな違いがあるのではないかと思いますけれども、今後教育委員会としてこの事業そのものをもう主催しないということなののでしょうか。このこども映画祭のような教育委員会主催による社会教育事業をどうとらえていらっしゃるのか教育長のお考えを伺いたいと思います。

2点目、行革プランの策定と行財政改革の方向性について伺います。

今市として行財政改革プランを策定中であるとのことですが、由布市の行財政改革の基本的な考えと方向性を改めてお聞きしたいと思います。

単に、目の前の厳しい財政状況を乗り切るためだけの行財政改革ではなくて、この由布市の行政をどのような組織にして、どのような仕事をしていくのか、そういう基本的な方向性を示すことが何より必要だと思いますが、市長のお考え方を聞かせてください。

3点目、総合計画の策定と行革プランについてお伺いいたします。

総合計画の策定状況については、先日の全員協議会の場でも議会に逐次御報告いただいております。その中で特に地域別計画の策定という部分で、地域審議会の役割はどう位置づけていらっしゃるのでしょうか。

また地域別計画における地域区分はどの単位で区分するのでしょうか。さらにアンケート調査や懇話会、あるいは意見交換会などを開催して、住民の意見収集を行うとありましたけれども、計画案の策定作業への住民参加、いわゆる協同による策定作業というのは行わないのでしょうか。

もう一つ、行財政改革プランと総合計画というのは、それぞれが策定スケジュールを立てて着

手していますが、この2つの策定をどうやってかみ合わせ、内容はどうやって整合性をつけるのか具体的に教えてください。

4点目、湯布院地域における景観対策、土地利用対策、交通対策についてお伺いします。

今湯布院地域では、兼ねてから問題になってる石武地区の大型宿泊施設だけではなくて、その後も次々と開発計画が持ち上がってきています。例えば、湯布院の中心部にうっそうとした大きな樹木が生い茂っていた場所に、突如として大型ドラッグストアの進出計画が持ち上がって、許可なくして事前の開発行為が行われてしまってます。

また美しい田園地区でも突如として外部資本による出店ラッシュが相次いだりしており、ここ近年の開発スピードは湯布院の今由布市の潤いのある町づくり条例の基本精神である、成長の管理の域を明らかに超えており、見る見るうちに町は壊れていくという感が否めません。

このような激しい開発の波に対して由布市行政としての対応がごてごてになってきているのではないのでしょうか。根本的に市は湯布院の土地利用や景観対策をどう考えているのでしょうか。まず何よりも行政トップの強い信念と市政を示すことが目下の急務であり、その上で景観対策のために条例整備や土地利用計画を進める必要があると思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、ことしのゴールデンウィーク中に市道である湯の坪街道で交通事故がありました。これは道ぎりぎりいっぱい店舗を出店していることが起因しての交通事故だったと思いますけれども、このような状況について、市道管理責任者として行政責任をどう考えていらっしゃるのでしょうか。

また今後の湯布院地域における交通対策はどのように進めていくのか教えてください。

最後に、指定管理者制度の導入における諸問題について伺います。指定管理者制度の導入のための条例整備や管理者指定のための議案が今回も次々と出されてきておりますが、それぞれの市有施設についてはどれだけ現状調査を行っているのでしょうか。また市と管理者との施設の維持管理や運営に係る負担を個別に検討協議していますでしょうか。

特に湯布院地域の自治公民館を軒並み指定管理者制度を導入していますが、それぞれ各自治区への説明はどのように行っているのでしょうか。さらに挾間、庄内地域と違って、湯布院地域の自治公民館だけが行政財産になっていますが、このことについて市はどういうふうに考えていらっしゃるのか見解をお伺いしたいと思います。

2回目以降もこの席で質問させていただきます。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

まず、質問2の行革プランの策定と行財政改革の方向性についてお答えをいたします。

現在策定中の行財政改革プランは、国の地方行政制度の改革を踏まえまして、年々厳しさをま

す財政事情に対応しながら、今後由布市として取り組まねばならない諸課題に、より効率的に対応できる体制を構築するために、将来にわたる行政サービスを安定的に提供し、住民ニーズに答え得る市政構築を基本理念といたしまして、市民の皆さんから信頼される由布市役所を目指して策定するものでございます。

特に、これからのまちづくりは市役所とともに市民の皆さんの役割が大きく、また重要であることから協働の施政方針の一つとして掲げまして、今後の由布市のまちづくりに取り組む所存でございます。また、そのための組織機構の確立に努めてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、プロジェクトチームや行革推進本部におきまして、そのときどきの諸課題を解決するために今の組織機構のどこが問題点なのかを常に検証させながら、市民の皆さんにわかりやすく、また市民の皆さんと良好な信頼関係が築けるような組織機構を目指して、継続的な改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、補助金の見直しや事務事業の見直しをどのように進めるのかということでございますけれども、現在行財政改革室、財政課におきまして、たたき台となる見直し案を作成し、それぞれの担当部局との内部協議を行っているところでございます。この内部協議を経まして、見直し原案を作成いたし、関係者、関係団体との協議を初めていきたいと思っておりますし、市民の皆さんにも公表し、御意見をいただきたいと考えているところであります。

また、議会に対しましても、随時御報告を申し上げまして最終的には10月までには成案として取りまとめ、19年度予算編成に反映をさせたいと考えております。

次に、公共事業の計画的な実施につきましては、本年度に策定いたします由布市総合計画の実施計画に基づきまして計画的な実施を行ないたいと考えております。

次に、総合計画の地域計画における地域審議会の役割ということでございますけれども、地域の実情に精通している地域審議会に地域計画の策定について諮問をいたしているところでございます。

現在、おのこの地域審議会が地域計画の素案を御論議をいただいております。9月20日までに答申をいただくことにいたしております。

次に、地域計画の区分の単位のことでもございませぬけれども、基本計画の策定の中に分野別計画と地域別計画の策定を考えております。

地域別計画の地域区分におきましては、3地域のこれまで培ってきたまちづくりの文化や伝統、暮らしを大切にする観点からと合併を行った直後ということもございまして、旧3町地域で区分したいと考えているところでございます。ただ、土地利用の観点から考えれば農村地域、観光地域、商業地域などといった視点も必要であると考えております。

次に、市民参加の施策でございませぬけれども、限られた時間内に施策という観点もありまして、

可能な範囲で市民との協働・参加・参画のスタンスを大切にしていきたいと考えております。

現在のところ、各地域審議会、電子行政、つまりホームページでの呼びかけ、市報、市政懇談会、移動市長室、3地域の公共団体への説明と情報交換、市民も参加できる市民フォーラム、市内中学生との情報交換会を実施しているところでございます。

また、市民アンケート調査につきましては、6月中に18歳以上を対象に1割の3,000人の市民の皆さんにアンケートの実施を考えているところであります。

次に、2点目の行財政改革プランと総合計画の整合性の件についてでございますけれども、もちろん整合や情報共有を図って進めてまいりたいと思います。

行革プランは、実行について実行できるものから実施をしておりますし、今議会でも提案しておりますように、特別職や職員の人件費の削減計画は先行実施をしているところであります。基本的には、19年度予算から本格実施の行革プランの実行と19年3月議会議決に向けての作業を進めている総合計画は同時スタートとなります。

特に、総合計画は旧3町の総合計画や合併に際しての建設計画、まちづくり計画等を基軸にしておりますけれども、策定構想で由布市の現状分析と見通しや新しい時代の潮流・時代背景の精査が必要と考えまして、行革の流れの中で市民の量的充足感から質的満足を大切にする、あるいは、行政サービスのスリム化を進めて市民との協働システムを積極的に導入する必要を意識して、整合性を保っていくことが大切であると考えております。

次に、湯布院地域における景観対策、土地利用対策、交通対策についてでございますが、全国区の保養温泉地湯布院の400万人余りの交流人口は、関連する業界にとりましては大変魅力のある観光地であります。最近では、NHK連続放送テレビの小説「風のハルカ」の放映によりまして、観光客の増加は地元の市民からも大変多くなったという声を聞く一方、宿泊客は伸び悩んでいるとの情報も聞いております。

さて、議員御指摘の湯布院地域の魅力は、何と言っても由布岳を中心に周囲の山々の自然景観と盆地の中の田園景観がうまくミックスしている、そういうダイナミックな自然景観が町の命であると思います。この町の命が壊れてしまうことは湯布院の崩壊につながり、ひいては由布市のまちづくりにも大変な影響があると認識をしております。

湯布院地域の景観や土地利用、さらには交通対策は、当時の湯布院町がさまざまな調査研究を実施していることと承知をしておりますけれども、抜本的な構造改革も必要かもしれないと思っています。湯布院地域の民間団体におきましても、大分県の支援を受けて観光環境許容量・産業関連分析調べ及び地域由来型観光モデル事業を実施をして、さまざまな形で現在の状況を把握し、今後の対策を講じていることも伺っております。

今後は、関係機関と情報を共有する中で、市全体の土地利用や景観を含めたまちづくりの教科

書、羅針盤となるべく、由布市総合計画・湯布院地域計画の中で、そのありようを明確にすべきだと考えております。

また、まちづくり条例の総点検と景観条例につきましても、関係各課で調査研究に入っているところであります。

2点目の市道、通称湯の坪街道、この管理者としての行政責任の問題でございますけれども、市道沿線の私有地の営業行為につきましては、おのおのの認識の範囲と考えております。市としても指導は行っているところでございますけれども、市道上での直接の営業行為ではなくて、民地での行為は指導に限界があるものと考えております。特に、議員御指摘の湯の坪街道は、急速に観光中心の商店が形成されただけに、さまざまな営業スタイルで商店街が形成されております。地元には、幸い地区の環境や景観を考え、実践するデザイン会議や地区を考える会・商店街組合等も活発であることから、市政の理念でもあります協働の精神で地域自治の理念を御理解いただき、まず地域の皆さんでお互いの相互理解が必要であるというふうに考えております。

3点目の湯布院地域における交通対策についてでございますけれども、一時期の混雑から見ると交通渋滞は土日に生じるものの、中心部は民間駐車場の普及等によりまして混雑は少なくなったのではという話は聞いております。ただ、通過車両等は増加傾向のようであります。主要幹線道路の整備についてや、通過車両と入り込み車両の調整・歩行者専用・一方通行などの交通規制等も含めて検討をいたしますけれども、湯布院地域では国や県の支援を受けての実施中のくらしの道事業等も活用を含め、この地域に暮らしている市民の皆さんの視点も大切にしていきたいと思いますと考えております。

次に、5番目、指定管理者制度の導入における諸問題についてお答えをいたします。

市の所有する公の施設につきましては、指定管理者制度の導入いかににかかわらず、総括的な管理責任は市にあると考えておりまして、各施設の現状につきましてはそれぞれの所管課が常に把握し、適切な管理が行われていると思っております。

また、今回の指定管理者制度の導入に際しましては、維持管理や運営にかかわる負担等につきまして個別に協議をいたしているとのことでございますが、公募を行った施設につきましては、仕様書並びに募集要項を示すとともに、現在説明会を開催し、申請予定者の理解を深めていたところでございます。また、任意指定とした施設につきましても、それぞれ仕様書を作成し、それに基づきまして個別に協議を進めてきたところであります。

また、湯布院地域の自治公民館につきましては、特に地域密着型の施設でございまして、当該自治区が管理運営することが施設の設置目的を最大限に発揮するものであるということ、また統一的な取り扱いが必要なことなどから、当該自治公民館長さんに一堂に会していただきまして、統一した説明会を行ったと担当課から報告を受けております。

また、湯布院地域の自治公民館だけが行政財産となっていることについてということでございますけれども、湯布院地域におきましては、過去の政策的な判断や防衛交付金など、挟間や庄内にない財政事情でございまして、各自治公民館を行政財産として位置づけ、地域の活性化を図ってきたものと認識しております。

今後につきましては、このような経緯を踏まえまして、それぞれの地域の皆さんと十分な協議を重ね御理解をいただいた上で、由布市として統一的な取り扱いと行財政改革の視点から、挟間、庄内地域と同様の取り扱いを行いたいと考えております。随時、協議の整った施設から該当する自治区へ、財産・管理ともに移管させてまいりたいと思っております。

由布市の社会教育事業のあり方につきましては、教育長から答弁をいたします。

以上であります。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） 1番、小林議員の質問にお答えをいたします。

私への質問は、社会教育事業のあり方についての考え方はどうかということですが、社会教育事業は、それぞれ個々の事業あるわけですが、心豊かで自立した生活を送りたいという市民のニーズにこたえるために、子供から高齢者まで生涯学習体験の中で位置づけられ、実施しているところです。

ゆふいんこども映画祭は、やっぱり子供のときからみずみずしい感性をより豊かにしていくと、そのためによりよいものを映像を通して見せることによって、所期の目的達成したいという、そういう意義のもとで、関係者の努力により積み上げられたものと思っています。しかし、御承知のような財政難で、大変いろんな面で厳しいわけですが、社会教育事業そのものも抜本的な見直しをする必要があると思っています。基本的には、3年間は社会教育事業として行政がかかわり、その後は自主運営の方向を目指していきたいと思えます。教育委員会が完全に手を引くとかいうことではなくて、やはり行政として支援していくことが大事だし、具体的にどうすればやりやすい状態、所期の目的が達成されるような事業ができるのかを模索をしてみたいと思えます。

後段については、生涯学習課長が答弁します。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ありがとうございます。こども映画祭なんですけれども、このこども映画祭の意義っていうのは、もう御存じだと思いますけれども、湯布院でいろんな映画祭や音楽祭、いろんなイベントありますけれども、その中でこのこども映画祭というのは、ちょっとほかのイベントとは違った意味を持っていると思えます。

大きく2つの意義があるというふうに、映画祭の方からいただいた資料にも書いてありますが、一つは、この映画祭が始まった当時、平成元年の当時の社会教育課、今の生涯学習課に当たると

思いますけれども、が主体となって、子供のための視聴覚教室という社会教育の一環と位置づけ
て行ってきたことです。で、と同時に、この映画祭を子供を取り巻く人や子供の参加による実行
委員会をつくって行ってきたことで、官民一体の主体というスタンスをつくって来たことです。
ほかの湯布院映画祭ですとか、ゆふいん音楽祭は完全に民間の実行委員会だけでやってること
に対して、これは社会教育の一環だということで、あくまでも教育委員会が主催で実行形態を官民
一体の協働のスタイルをつくった、これに大きな意義があります。

もう一つは、一般の映画館のロードショーやテレビなどでは見られない、人の心に感動と生き
る喜びを訴える、力のある上質の映画を上映することで、よい映画を子供に見せるだけではなく
て、大人が子供と一緒に見ることで感動を共有し合い、対話が生まれ、お互いの理解が深まり合
う。また、大人と一緒に鑑賞することで子供にマナーを教え、社会性を学ぶ機会を身近につくっ
てきたというような意義があるわけです。こういう意味で、こういう意義を長年、17年間続け
てきたことは、簡単に予算がないからやめますというような話ではないというふうに私は思いま
す。

それで、完全に手を引くのではなくて、今教育長は行政として支援したいということだったん
ですけれども、今回、私はこの映画祭の事業費の予算が打ち切られたから、予算をつけろって言
ってるんじゃないんですね。場合によっては、今までの事業費見ますと約100万円から、多い
ときは200万円の事業をやってきています。フィルム代なんか70万円か80万円、一番か
かっているんですけども、場合によってはこういうフィルムの借上げ代だとか、映写代あるい
はパンフレットの印刷費ですとか、事務経費などは、例えば協賛金を実行委員会の人が集めて回
るとか、あるいは文化庁や県内外の社会教育団体の助成金を受けるとか、いろいろお金を集める
方法はあると思うんです。そういうことは、お金を集める方法は市の予算がなければほかに考え
られることはあると思います。実際にそれをやれる実行委員会の人たちもいます。ただ、問題な
のは、主催者がだれなのかです。こういう映画祭、こういう意義のある映画祭をやるのがだれな
のかという部分なんですね。お金がなくなったから、もう主催、教育委員会が主体になれないと
いうことでは決してないと思うんです。

そういう意味で、もう単刀直入にお金がなくて予算措置はできないけれども、でもこれは社会
教育事業としてやりたいから教育委員会が主催するんだということなのか、主催はもうしない
ということなのか、それをちょっとはっきり、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 教育長。

教育長（清永 直孝君） 今、私はここで即答はちょっとできないと思いますが、課内で十分検
討して、今議員おっしゃられるように、このゆふいんこども映画祭は歴史があるわけで、ある意
味では官民一体となって、そして実行委員会組織の中でやられたっていうのは、私も資料を拝見

しながら理解して、これはあるべき一つの方向を、もう既に先どりしてやってることだなんていう認識をしますので、前向きの方で検討をさせていただきます。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

私も資料をいろいろいただいたんですけど、やはりこれは17年間という伝統ある町の主催事業として承っております。しかしながら、議員さんもわかっておりますように、旧3町の事業いろいろあります。そういう中で、今後社会教育事業としてどうとらえていくのかというのは、先ほど教育長言いましたけど、今後においてはしっかりした実行委員会がありますので、私どもも実行委員会の中に入って行って、お互いによい方向を見つけていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひお願いします。要は、社会教育事業としてどう位置づけるのかということを中心に、これの主催をどうするのかという議論を、それはもう教育長だけの考えではなくて、ぜひ実行委員会と一緒に、長年やってきた人たちと一緒に、こういう事業が今後、やっぱり教育委員会が主催で必要なのかどうかということ判断、それをきちんと話し合っただきたいと思います。ともすれば、予算が厳しいから予算削られたんで、もうこの事業もなくなってしまったというようなことではなくて、お金がなくてもこういう事業はやり続けられるんだと、必要であればやるんだというようなことを模索するいいチャンスだと思います。ぜひ丁寧に話し合っ、私としてはぜひこれを、ほかの民間イベントとは違う意味を持っていますので、何とか教育委員会主催の方で存続させていただきたいというふうに思います。

2番目に、行革プランの策定と行財政改革の方向性についてお伺いします。

行財政改革プランのたたき台のたたき台というのを、先日、全員協議会の場でいただきました。これを見てますと、すごい数字をはじき出して、年間6億円、7億円の削減で、5年間で20何億円の削減をしようということで、本当にこれが実現できればすごいなというふうには思います。

ただ、あえて厳しいことを言わせてもらいますと、私に言わせると、これは抜本的な行財政改革プランとは言えないと思います。というのは、これはあくまでも目の前の赤字回避策のための予算削減案に過ぎないと言わざるを得ないと思うんです。今までの前年度踏襲型の予算組みの中から、どこをどれだけ、どの事業費を幾ら削れるかっていった数字をはじき出してるだけのプランで、こういうものは改革プランとは言えないんじゃないかと私は思います。本当に行財政を改革するためのプランというのは、もっと大胆な機構改革や組織改革の考え方を示して、行政そのものの機能のあり方を根本から見直す、そういうものを指し示すべきものが行財政改革プランで

はないかと思います。単に、削るとか減らすとか縮めるっていう発想ではなくて、逆に新しく、こういう新しい行政機能をつくるんだとか、こういう新しい組織をつくり直すんだという、そういう方向性を示すのが本当の改革ではないかというふうに思います。

そういう意味では、実は前回、12月議会の総務委員会の審議のときに、この行財政改革のこの数字ではなくて、大綱の概要というものを私はいただいております。これを見ますと、タイトルが「信頼される由布市役所を目指して」というふうにあって、5つの視点が掲げられています。財政の健全化、組織の見直しと職員管理の適正化、事務事業の整備見直し、民間活力の導入、市民参加の推進、こういう5つの視点を上げて行財政改革をやっていくんだというふうに書いてありますけれども、多分この数字をはじき出したのは、この5つの視点をどういうふう to 実現するための具体策だということだと思っんですが、私が聞きたいのは、どうして由布市の行財政改革はこの5つの視点なのかという、その根本の思いなんです。単に財政が厳しいから、何とかへずらなきゃいけないからこういう5つの改革をするっていうのではなくて、どういう行政をつくっていききたいのか。だから、この視点、この5つの視点が上がってきているんですって、その大もとの市長の考え方をもう一度ちょっとお聞かせいただければと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 先ほど申されましたように、由布市が合併いたしましたして、本当に非常に厳しい船出となったわけでありまして、その中で一日も早い、やっぱり市民から信頼される、そしてまた力強い由布市をつくっていくためには、今の財政状況ではどうしようもならないということで、今財政改革行ってる中で来年度の予算等々の、それも大変重要なことでもありますけれども、将来にわたって財政の確立をしっかりとしないといけないと、そのことで、先ほど上げた5つ、12月に上げました5つのその方向に沿って、やっぱりやっていくというふうに私も考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 行財政改革っていうのは、今、目の前の財政が赤字だからやらなくちゃいけないっていうことではないと私は思うんです。もし、今赤字じゃなくて、財政に余裕があったとしても、それでも行財政改革はやらなくちゃいけないものだと私は思います。というのは、これまでの既成概念にとらわれたような行政運営ではなくて、これからの新しい地方分権社会を担うための行政としては、どういう新しい行政機能が必要なのか。行政の概念っていうものが、そのものが変わりつつある中で、新しいタイプの市役所っていうのはどうあるべきかということが基本にあって、それを目指すために行財政改革をやるんだと。それをすることによって結果的には財政的にも効率よくなってきて、採算も合うようになっていくと。本来の目的っていうのは、お金のやり繰りを何とかするためではなくて、新しいタイプの行政はどうあるべきか、そ

れを目指すのが本当の行財政改革ではないかというふうに思うんです。

そういう意味で、市長が本当に指し示していただきたいのはその部分なんであって、大きく言いますと、例えば、そもそも行政の仕事は何かっていうことなんですね。そういう基本的なこと、それは言ってみれば、今までの旧3町の役場のように、何でもかんでも行政サービスとして役場が面倒を見なければならぬような機構ではなくて、新しい3万5,000人規模の市の行政っていうのは、何をどこまでどういうふうにするべきなのかと、そういう考え方を示すことが私は必要なのではないかと。そこをぜひきちんと示していただきたいということなんですね。

理念的なことを言ってもあれなんで、例えば、具体的に施策を例として聞いていきますと、例えば指定管理者制度を今導入しようとしています。これも、財政難を理由にした官から民へ管理委託を導入するっていうことなのか、あるいはそうではなくて、今後の地方自治社会の中では、もはやこれはもう行政の行うべき仕事ではないと考えるからこそ、指定管理者制度というものを導入して、行政がやるサービスではなくて、地元あるいは民間の人たちにやってもらうと。そういう考え方のもとに導入しているのかどうかと。逆に言えば、じゃその由布市の行政としては、どうしてもこれだけは最低限、行政が主体的に行っていかなければいけない行政サービスとは何なのかと。そういうようなことをはっきりと打ち出していかなければいけない。それを、そうやってどうしても行政としてやらなきゃいけないっていうことを、いかに効率的で効果的に提供していくためには、どういう方法があるのか。そこで初めて具体的な改革案というものが出てくるのではないかと思うんですね。

そういう意味で、どういう行政組織っていうものをつくって、市長が考える由布市の行政サービスっていうのは何なのかということ打ち出した上で、こういう具体的な数字が出てきたり、具体的な施策が出てくるべきだと。私は一番根幹のところが出てきてないというふうに思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさに、そう言われればそうでありますけれども、指定管理につきましても、発端は指定管理者っていうのは協働の立場でやろうということと、もう一つは財政状況も否めないということでもあります。そういうことから指定管理をし、お互いに市民が協働で、お互いにやっていこうと、そういう形での取り組みであります。議員おっしゃるように、まさに根幹的には何をやっぱり由布市民のために行政はやらなくちゃいけないかと。このことはやっぱり今考えて取り組んでいるところでありますけれども、結果が出てくるのは改革プランがぴちっとでき上がって、そしてその方向でやたということが言えると思うんですけれども、具体的には総合政策課長の方からでもお答えさせたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） いいです。具体的なこと、またお聞きします。もうちょっと、二、三、じゃ例えば、指定管理者は確かにそうなんですけれども、例えば本庁舎方式に移行したいという話が、先ほどの同僚議員の質問でも出ましたけれども、本庁舎方式っていうのは、最大の機構改革のチャンスでもあるというふうに思っています。もちろん財政改革のチャンスであるかもしれないけれども、それよりも先に、私は大きな抜本的な機構改革をできるチャンスだととらえるべきだと思います。そういう意味で、単に、今の分庁方式だと非効率で経費がかかって職員の負担も多いから、だから本庁舎方式にするんだっていう理由ではなくて、新しい行政で新しい行政サービスをどんな形でやるのかって、そのためにはこういう機構をつくらなければいけない、だから、こういう本庁舎にするんだと、そういうロジックが必要だと思うんですね。

そういう意味で、私は本庁舎方式、本庁舎方式っていいですけども、どんな本庁舎方式にするのが一番重要だというふうに思います。どういう機構改革を行って、どういう仕事の流れをつくっていくのか、そのためにどういう課の配分をしたり、業務の配分あるいは決裁権限の配分、責任のとらせ方、施策の判断はどこでどうするのか、事務事業はどういうふうに処理するのか、そういうような構造改革の案をつくった上で、だからこういう部分で庁舎を、本課を1カ所に集めますというのならわかるんです。その中身を考えていかないと、単に、今、各庁舎にばらばらにいる職員たちを1カ所に集めて、今とおんなじような仕事のやり方で、おんなじような組織で、ただただ場所を1カ所に集めましたというだけでは、私はこれは改革にはならない。財政改革には多少にはなるかもしれないけれども、構造改革、行政改革にはならないというふうに思います。

そういう意味で、市長、本庁舎方式を目指すと言われていらっしゃるんですけども、どんな本庁舎方式にしたいのか、そういうどういう組織機構をつくりたいのかっていうのを、今後ぜひじっくり検討して、いろんな、おんなじ本庁舎方式でも私はいろんな案があると思うんです。そういうことをぜひ研究して、少しずつでも示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりで、財政面の本庁舎方式ももちろんないとは言えませんが、本庁舎にする場合につきましては、本当に機構改革とか、どのような機構でやるのかということを中心に考えてやっていきたいというふうに思ってますし、今までのそういう機構等々に縛られないで新たな機構をつくっていききたいというふうに思っておりますが、この点につきましては今後十分協議をし、また、研究をしていきたいと。そして、本庁舎、その方向と同時にやれたらいいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひ研究してください。私自身も個人勝手に、こんな本庁舎方式でいいんじゃないか、あんな課の配置がいいんじゃないかっていろんなことをちょっと考えたい

というふうに思ってますけれども、ぜひ市長もいろんな案をつくって、庁舎内でどんどん研究していただきたいと思います。

あと、もう二、三、具体的なこと言わせていただきますと、職員の給与カットや職員数の削減を進めると、これも行革プランの中で大きくうたわれていることの一つですけれども、この職員の人数や給料を減らすことと、職員の業務負担バランスをどうとるのかっていう問題が、今度は逆に出てくると思うんですね。これも、単に財政が厳しくて、人件費の負担が財政を圧迫しているから、職員の数や給料を減らせばいいという問題ではないと思うんです。今のままで減らされた人数の中で、職員がこれまでと同じだけ、あるいはこれまで以上の行政事務を減らされた給料の中でしらべていっても私は無理だと思うんです。人数を減らしたり、給料を減らしたりするんだったら、その分その職員の仕事の仕方や負担をどういうふうに調整するのかっていうことが重要だと思うんですね。これまで5人でやってた仕事を、例えば3人でやれ、しかも給料は5%カットだっているのではなくて、どういう仕事の仕方、どういう機構組織にすれば2人分の仕事を減らせるか。そういうことを一緒に提示した上で、職員の削減あるいは給与の削減案と一緒にしていかないと、単に負担を強いるだけでは私は無理だと思います。それはぜひ一緒に仕事のあり方を考えて提案していただきたいというふうに思います。

もう一つ、続けて言いますと、19年度の予算編成までに補助金をゼロベースから抜本的に見直すというふうにおっしゃってます。これも同じで、財政が厳しいから補助金を減らさなければいけないって言って減らすって言うんですけども、そうじゃなくて、じゃ補助金を、何をどういうふうに見直して、どういうふうに減らすのかと。そこに、基本的に行政としてどういう考え方を持ってるかというのが問われると思うんですね。何もかも一律カットではなくて、行政としてこれだけは補助しなければいけないというものと、いや、もうこれは行政の補助ではなくて、自立させるべきものだというふうを選んでいく。言葉言いかえれば、選択と集中ですね。助役はどこかでお聞きになったかどうかわかりませんが、そういうことをするためには、何を根拠に何を選択して何を集中させるのか、その根拠を示すことが私は重要だというふうに思います。

例えば、同じ補助金をつける、あるいは減らすにしても、例えば民間活力のソフト事業への補助を重視するのか、あるいはその公共事業やインフラ整備のための補助を重視するのか、あるいは福祉と教育の部分だけはどうしても重視して補助していくのか、産業育成や環境整備を重視したいのか、あるいはそういったもん、何もかも全部重視して、どこを削るっていうわけにはいかないから全部補助するけれども、ただお金がないから全部一律に額面を減らすのか、要はそういう基本的な考え方、今度行政として何を重視して、どういう行政づくりをしたいのかっていうことが基本にないと、ただただ減らす、減らす理由は何ですか、財政が苦しいからですじゃ、私はだめだと思うんですね。

そういう意味で、まず最初にこういうことを重視する、行政施策をとるんですよって、それは市長の施政方針につながる話なので、そこをしっかりと示した上で補助金削減というものを考えていただきたい。と同時に、削減するものも一方的に減らすのではなく、例えば、先ほど言ったことも映画祭のこともそうですけれども、ただただ予算を減らすんじゃなくて、減らすかわりに、かわりのことで行政として何がサポートできるか。映画祭のことで言えば、お金はないけれども、でもやっぱりこういうことは教育委員会としてやりましょうっていうことで人を出すとか、あるいは行政としてもPRをするとか、いろんな手だてであると思うんです。いろんな補助金をこれから見直して削減していかなければいけないときに、一方的に切るだけではなくて、そのかわりに、お金は出せないけれども、かわりに行政として何ができるかを一緒に提案していただきたいというふうに思いますが、職員の人件費カットの部分と補助金のカット、こういうことをどうお考えでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 職員、人件費カットと、それから職員の削減については、仕事の内容につきまして本当にまとめて5人でやりよったのを3人でやれるようにするためにはどうするかと、そのような職分担あるいは仕事の能率化等々につきましては、同時に研究をし、またやっていかなければならないと思ってます。ただ、合併をして、新たな本当に職員組織になりまして、こういうことを言うのは、もう時期は古いかもしれませんが、まだ組織までの職員のやり方あるいは人間的なつながりとか、いろんな部分がございます、職員だからすぐ一本化してやれという、それも同じことは言えるんですけれども、やっぱりそういうことも加味しながら、今後由布市の職員が本当に効率的に、また機能的に仕事ができるような、そういう編成をしていきたいと思っております。これは、もちろん本庁舎方式に沿ったときにはそういうことができるようにしていきたいというふうに思ってますし、職員の給与削減あるいは削減につきましても、これは財政的な面もありますけれども、これからそういう職員の削減についての絡みもあるというふうに私は考えております。

また、補助金につきましても、一律に補助金カットという、そのこともあります。しかしながら、補助金としての機能を果たしていない、もう補助金、古くなった補助金もありますし、先ほど集中と選択という言葉もありましたけれども、本当の意味での必要な補助と、それからもうその補助は必要ないと、そういう部分もしっかり見極めた補助制度をしていきたいと思えます。一律にカットということもやむを得ない部分もありますけれども、その一律の中で、もう廃止する補助金と、やっぱり手厚くやらずにかならない補助金ということについては、十分取捨選択をしまいたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（１番 小林華弥子君） ぜひやっていただきたいんですけど、私が、つまり何を言いたいかっていうと、行財政改革をこれから進める、その一番根本に、どういう行政をつくりたいのかっていう、そういうはっきりしたイメージをしっかりと打ち出して、そのためにこういう庁舎のあり方、こういう組織のあり方、こういう職員の働かせ方、こういう補助金のつけ方をしますよというものが欲しいんですよ。それが、財政が厳しいからじゃなくて、こういう新しい行政組織をつくりたいんだと、そのイメージづくりをぜひ私はしっかりと示していただきたい。それは、もちろん庁舎内部、行政内部だけではなくて、市民の人たちにもはっきりと示していただきたいというふうに思います。今度行革プランを出される時には、そういうことが明確にわかりやすく伝わるようなものを入れていただきたいというふうに思ってます。

時間がなくなってきましたので次に進みますけれども、総合計画の策定についてです。

まず住民との協働作業はやらないのかっていうことなんですけれども、限られた時間の中での策定なのでというお言葉は先ほど市長からありました。そういう意味で、具体的に聞くと、アンケートをとったり、いろんな会をつくったりしてなるべく住民の声を聞いていきたいというふうに言われましたけれども、これももっと言わせていただくと、意見を聞くだけじゃだめなんですよ。こういう総合計画の策定っていうのは、どれだけ意見を聞いて、どれだけ立派な計画書をつくるかよりも、計画策定までのプロセスが一番大事だと私は思っています。その計画の策定段階にどれだけ住民が自分たちで主体的にかかわるか。単に意見を聞かれて意見を言うんじゃなくて、自分たちがどれだけ計画を自分の手でつくれるか、それをどれだけやれるかによって、その計画ができ上がった後、住民たちが自分たちでどれだけ責任を持って行動し、それから行政に対する理解と協力の度合いがどれだけ出てくるかっていうのは大きな違いだと思うんです。住民が自分たちでつくる計画こそ、本当の私は生きた計画だというふうに思います。

特に、地域別計画にはそれが絶対に必要だと。意見を聞きましたってということだけだと要望や陳情ばかりしか言いません。だけど、計画をつくってくださって言うと、住民は要望や陳情ではなくて、自分たちがしなければならぬことも考えるんです。それを考えていっていただかないと、今後の地域のあり方、地域自治のあり方はないので、そういう意味ではぜひ意見を聞くだけではなくて、住民が自分たちで計画をつくる作業っていうのをぜひやらせていただきたいと。地域のごことは地域で考え、地域で自分たちで決めるっていう、その地域自治の基本をやる一番いいチャンスでもあると思うんです。ただ、こういうことを地域別計画でやれと言ったときに、その地域別計画っていうのは旧３町単位でつくるといふふうに言われていましたけれども、その３町単位でこういう地域別計画を、自分たちで住民がかかわって策定作業をするということをやっていたかと思いたいと思いますが、それはいかがでしょうか、市長。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） いや、まさにそのとおりだと思います。地域審議会の中でそうやっていきたいし、地域審議会の中で住民と色々な意見を交換しながら、また住民の案を取り入れていくというのは市民会でやっていただけると。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） もっと言わせていただきますと、そうなんですけど、ただ、こういう地域計画っていうのは、旧3町単位の地域計画を基本的につくると言われましたけど、旧3町単位の区分っていうの私あんまり意味がないと思うんですね。こうやって旧3町単位、由布市としてはそれぞれ3つの地域って言いますけども、結局は旧町の町の総合計画の全体計画だったものと変わらないわけですよ。本当の地域計画、地区別計画っていうのは、私は本来地域の自治コミュニティが形成される単位でこそつくられるべきだと思います。理想は各自治区単位です。そういう生活単位、それから地域のコミュニティがつくられる単位でこそ計画をつくらないと、住民たちが密着した計画にはならないと思うんですね。ということは、その各自治区単位、細かい自治区単位で一つ一つ計画案の住民たちがみずからでかかわる作業をしると言ってるわけですけども、これが理想的です。でも、こういうことを半年間でやれっていうの私とても無理だと思います。ましてや、その地域審議会、諮問してるのは二、三カ月しかないわけですから、その二、三カ月で各自治区に全部入って行って、地区の住民の皆さんと計画つくって、とても無理だと思うんです。あえて言うと、じゃ逆に私は、そういう時間がないから、じゃもう大ざっぱに地域の単位を大きくして、住民の意見を聞くだけにして策定する必要があるのかどうかって逆に思ってしまうんですね。

私は今まで地区別計画、ぜひつくってくれて強く言ってきましたけれども、ここであえて言い直させていただくと、旧町単位の住民の意見を聞くだけのざっぱな地域別計画つくるといふのなら、むしろ今は焦って地域別計画つくなくてもいいんじゃないかというふうに思います。むしろ、逆に少し落ち着いて、じっくり時間をかけて、少し落ち着いてから、今回の場合は地域別計画をつくらずに全体構想だけをつくっておいて、その後各自治区にしっかり入って行って、地域の人たちが参加して作業をすると。そういう丁寧な作業をした方がいいんじゃないかなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 各自治区におきましても、今議員おっしゃられるように、それだけの進んだ自治区というのは大変少ないと思いますけれども、中山間地の取り組み、法人化等々で、それぞれ自治区も、自分たちの自治区はどのようにしようかということで芽生えて進んでおります。そういうことを発展的に進めていながら、地域の自治は自分たちでやるんだと、本当の意味の自治区という、そういうものをつくっていくにはかなりの時間はかかると思います。そういうこ

とを常に提唱していきながら、これから長い目でつくっていかなくちゃいけない。当面は、やっぱり地域審議会によって地域の声を吸収し、また地域とともにその地域の、3地域の発展について取り組んでいく中で、それぞれの地域がやっぱり目覚めていくことが望ましいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） その3町単位の地域別計画っていうの、どういう意味があるのか私はちょっとあんまりよくわかんないんですけど、各自治区単位の小さなコミュニティー単位の計画づくりっていうのは時間かけて、なかなかそういうことをやれる自治区は少ないって言いますが、逆で、こういうことをやっていくことによって、自治区で自分たちが普段話していることが、こうやって具体的に計画になってこういうことをやっていこうよっていうことが生まれてくるってことも十分あり得ます。

ぜひこれは、ぜひ丁寧な時間をかけてやっていただきたいんですが、そういう意味では、私は地域別計画づくりをあえて今年半年間で急いでつくる必要がないというのはもう一つの理由があって、先ほど質問にも入れましたけど、行革プランとの兼ね合いなんですね。その行革プランと総合計画は同時スタートしますと、整合性はとりますというふうに言われましたけれども、むしろ私は今は行革プランを先に先行させるべきではないかというふうに思います。行革プランが先にでき上がって、それに沿った行財政改革に着手して、市としてある程度のめどが立った段階で、改めて本腰を入れて地域別計画をつくるというような順序がいいんじゃないか、何もかも同時にスタートさせるんじゃない、私はどうやって整合性取るんか、もうちょっと具体的に聞きたいんですけど、例えば、行革プランの中にいろいろ各種事業の見直しだとか、あるいは今後5年間に想定する公共事業費の総額なんかも出てますけれども、そういうこととその総合計画の中の、先ほど言った実施計画、総合計画の中の実施計画に、この時期はこういう事業しますみたいなことを盛り込むことと、どういうふうに調整するんですかね。幾ら、例えば総合計画の地域別の中で、ここでこういう事業します、ああいうサービスをします、こういう整備をしていきたいと思いますって言うても、一方で、行革プランで片っ端から、いやそういうことは切り捨てていかなければいけませんとか、これからの行政はそういうことはもう行政ではありませんっていうようなことを言ったら、もう全然矛盾してしまって、結局どっちの計画も意味がなくなってしまうんじゃないかと思うんですけど、具体的にどうやって整合性をとって、どっちかの計画をつくってそれに合わせるのか、それだったら私はむしろ行革プランを先行させてつくって、総合計画っていうのは基本構想の部分だけをつくって、実施計画や、あるいは地区別計画っていうのは行革プランの後にでもやっていくべきではないかと思うんですが、そこら辺はどうやってやるんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりだと思いますけれども、まず行革プランがあって、そしてそのプランに沿った地域計画が入っていくべきだというふうに考えてますし、その整合性もしっかり今とっていかなくちゃいけないと思います。それ、先ほど言いましたように、実行できるものから行革プランに沿ったもので実行していかなくちゃいけない。そして、その実施段階の中で、また時間をかけながら整合性を図り、大きな計画も実行していくという形になると思ってます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。行革プランは、先ほど言ったように基本的な考え方をしっかり示した上での行革プラン、それをもとにした総合計画の実施計画、そこら辺をちょっと整合性をつけていただかないと、それぞれの担当課の方が頑張っただけでやっちゃって、両方全然違う方向に走っているというようなことにならないようお願いしたいと思います。

大分時間なくなってきましたけど、景観対策についてお伺いします。

市長にも、湯布院の自然景観や田園景観がまちの命であると。これが壊れていくことは大変な損失であるということをおっしゃいました。そういう意味で、景観対策や開発の規制っていうようなこういう仕事は、先手先手を打っていくことが私は一番重要だというふうに思います。一度壊された景観とか一度失ってしまった自然環境をもとに戻そうっていうのはとても難しいことです。一方で、そういう景観や自然環境っていうのは壊れてみないと、実はその大切さに気づかない、価値がわからないっていうことも多いと思うんです。だからこそ、行政がしっかりと先を見据えて、先手先手で景観を守ったり、自然を守ったり、環境整備していくことが、それが一番重要だと思うんですね。何か問題が起きてから、後から対処するんでは、私はますますその後の対応が難しくなってくると思うんです。

そのいい例が、今の問題になっている、例の石武の大型開発問題だと思うんですね。これも、もっと早く、例の娯楽レクリエーション地区内の建築整備に関する緩和の条例、由布市独自の条例と建築基準法の整合性をもっと早いうちに行政としてとっておけば、今回のような難しい政治判断を迫られるような局面を迎えることはなかったと思うんですよね。これは、時期的にいう市長の責任ではないかもしれませんが、こういうことを教訓として、ぜひ今後積極的に、先手先手を打って景観対策を進めてほしいと思いますが、ぜひそこら辺いかがでしょう。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） まさにそのとおりでありまして、これまでのある景観対策につきまして、それで由布市、湯布院のすべてを網羅できるかっていうと全くできてないと。今で言えば、本当に法令で言えば、条例で言えば、野放図にやれると。3,000平米以下であればということですが、3,000平米なら2,999の施設が3つできれば、1万平米のものができるとい

うことでありまして、これについても私は不合理であるというふうに考えてますし、早急にそういう大きなものできないような規則といいますか、そういうのを早急に立てていきたいと。当面はそういう応急処置しかできないんじゃないかなと。そしてまた、市民を町民を巻き込んだ、湯布院町民を巻き込んだそういう大きな景観対策をしていかないと、本当に湯布院は崩されてしまうというふうに認識をしております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ぜひ先手先手を心がけていただき、今合併後のいろんな事務事業がいっぱい重なっていたり、あるいは財政改革をしなければいけない、機構改革をしなければいけない、担当課もいろいろ混乱をしていて、もうとても景観法どころじゃないぞってというような気持ちがあるかもしれませんが、そうではなくて、先手先手で打つことこそ、将来のためにも必要だと思いますので、そういう意識をぜひ持っていただきたいというふうに思います。そういう意味で、先手先手を打っておくことは、湯布院だけではなくて必要だと思います。

例えば、庄内庁舎のあたり、あのあたり由布市の地理的中央ということで交通量もふえてきていますし、そういう意味で今後、乱開発が非常に進む可能性が大きいんじゃないかというふうに私は思います。そのためにも、例えば、今のうちに庄内庁舎の近辺のあたりを都市計画区域を設定しておくというような、そういうことを事前に検討しておくようなことも必要だと思うんですが、それはいかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） そういうことも視野に入れて取り組んでまいりたいと。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） これ、ぜひ積極的に検討を、早目に始めていただいた方がいいと思います。庄内の方の都市計画区域ということが将来的にも必ず出てくる話だと思います。なるべく早い段階で、できれば合併した今の段階で庄内における都市計画区域というものを検討を始めていただきたいというふうに思います。

もう時間がなくなってきたので、交通のことについては、これはちょっと割愛をさせていただきます。具体的にはまた追ってお聞きしたいと思います。

指定管理者制度の中でも、特に公民館の位置づけということを、湯布院の公民館だけが行政財産になっていること、これは過去の政策的な判断とか、財源なんかが理由になってると市長もおっしゃっていただきました。ちょっと補足説明させていただきますと、財源というのは、いわゆる防衛補助金でつくっているものについて、その後、例えば木造だったら25年間ぐらいは行政財産として持つておかなければいけないというような決まり、縛りがあるってということも起因してありますが、それよりももっと大きいのは、そもそも湯布院町にこういう各地域、自治区に地区公

民館をつくられた、その政策的な判断という部分なんですね。

これ何かといいますと、実は私も湯布院町の町史をひもといてみたときに、社会教育という章の中に公民館の説明があります。湯布院町が社会教育事業として各自治区に公民館をずっと設置してきたという背景があるんです。これなぜかといいますと、特に湯布院は戦後すぐに日出生台が米軍の演習場と接收されて、湯布院の町が非常に荒れた時期があったというふうに聞いております。ここによると、湯布院は基地赤線地帯の様相を呈したというふうにも書いてあります。特に、米軍駐留に伴うさまざまな社会的混乱が生じていた湯布院地区では、これらの問題を解決するには社会教育の振興よりほかにはないという見方が大きくなるとなって精力的な活動を生み出した。そういう社会教育の重要性が早くから湯布院の中では芽生えていた。その中で公民館活動というものが生まれてきたということが背景にあると聞いております。昭和23年には由布院町、これ、まだ由の方の由布院町時代ですけども、由布院町社会教育委員会が設立され、その年から公民館設置運動も急激な高まりを見せた。

こういう背景の中で決定的なのは、最初のころ、こうやって各地の公民館がつくられていたんですけども、いわゆる中央にある中央公民館の分館として、各自治区に公民館が設置されていた。これは、初期の由布院町公民館が町公民館中心主義をとらず、分館中心の社会教育を行い、多数の町民をその対象としてとらえ、その後の町公民館活動の基盤を確立し得たことは極めて大きな意義があり、当時の公民館関係者の努力と先駆的役割はその後高く評価された。行政サイドに立って町を統括するのではなく、あくまで住民サイドから問題を見つめ、施行し、行動する公民館のあり方は、このころから確立していったという、そういう始祖的背景があるのと、もう一つ、決定的なのは、昭和30年の湯平と合併してできた湯布院町の誕生、初代湯布院町長の岩男穎一氏の施政方針だったんですね。ここに書いてあると、昭和30年2月、湯布院町が誕生し、岩男穎一氏が初代町長に就任した。それまで由布院町青年団長として、また町公民館副館長として創成期から公民館活動に深くかわり、青年団、公民館関係者の支援を受けた岩男氏は、在職中、すべての行政に社会教育は先行すると言ってはばかりなく、住民自治は社会教育からの信念を持ち、常に施政方針の中心に社会教育を据えた。

この初代岩男町長の施政方針により、各地区に自治公民館をどんどんつくって行って、そこに社会教育、住民自治を定着させていこうと。そういう思いがあって湯布院町の公民館っていうのはつくられた。だから、今行政財産としてあるということなんですね。もう時間がなくなりましたので、具体的な質問はあしたの質疑のときにさせていただきますけれども、こういう本来、湯布院の公民館は行政がこういう思いでつくったという、その考え方を、今後由布市としてどういうふう考えていくのかという部分をぜひ聞きたいと思います。時間がないので、あした、質疑のときにでももう一度御答弁いただくか、もしあれでしたら一言だけお答えください。

